

# 宇部市子どもの貧困対策体制整備計画

平成 29 年(2017 年)12 月  
宇 部 市



## はじめに

人口減少・少子高齢化が本格的に進展する中、本市では、すべての子どもたちが、すくすく育ち、市民一人ひとりが子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができ、まちづくりに取り組んでいるところです。

こうした取り組みを進めるに当たっては、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活、教育、就労等の分野を総合的に支援し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成する環境を整備する必要があります。

国においては、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」同法8条の規定に基づき、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

また、平成27年7月には、「山口県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。

本市では、国の大綱・県の計画の施策の柱となっている、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労に対する支援」、「経済的支援」の4つの支援をもとに、アンケート調査や支援者へのヒアリングなどから本市の実態と課題を整理し、子どもの貧困対策を総合的に進める方向性を定めるとともに、施策や事業を体系化した「宇部市子どもの貧困対策体制整備計画」を策定しました。

子どもの貧困対策は、将来を担う子どもたちが健やかに育ち、自立していく環境を整備するものであり、教育の機会均等を図るものとしても極めて重要です。

すべての子どもたちが、将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、協働により支援が行えるような支援体制を整備し、本市の子どもの貧困対策を進めていきます。



# 目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	子どもの貧困対策に関する国の動向	2
3	子どもの貧困対策に関する県の動向	3
4	計画の基本的な考え方	4
5	計画の位置づけ	6
6	計画の期間と対象	6
第 2 章	本市の子どもの生活状況	7
1	本市の公的支援制度の受給状況	7
2	アンケート・ヒアリング調査からみた本市の状況	10
3	子どもの貧困の定義『相対的貧困＝困難な状況にある家庭』	15
4	アンケート及びヒアリング調査からの分析	16
5	課題のまとめ	33
第 3 章	計画の基本理念と基本目標	36
1	基本理念	36
2	基本目標	37
3	計画の体系	40
第 4 章	施策の展開	40
1	子どもが社会で「生きる力」を身につける学び場づくり	42
(1)	すべての子どもへの学力保障と自立する力の育成	42
(2)	幼児教育の質の向上	43
(3)	学習機会の創出	43
(4)	その他の教育支援	43
2	子どもが安心できる居場所づくり	44
(1)	子どもの居場所づくりと運営体制	44
(2)	子どもの居場所の充実	45

3	子どもを支える家庭の生活基盤づくり	46
(1)	保護者の生活支援	46
(2)	子どもの生活支援	47
(3)	その他の生活支援	47
(4)	子どもの社会的自立への支援	48
(5)	保護者に対する就労の支援	48
(6)	幼児教育・保育・義務教育に係る経済的負担の軽減	49
(7)	高等教育等の段階の経済的負担の軽減	50
(8)	その他の経済支援	50
4	支援が必要な子どもを繋ぐ仕組みづくり	52
(1)	子どもの孤立防止と見守り	52
(2)	保護者の孤立防止	52
(3)	地域で支える支援体制づくり	53
<b>第5章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>54</b>
1	数値目標の設定	54
2	計画の進行管理	55



# 第 1 章

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景

平成25年の国民生活基礎調査によると、わが国の子どもの相対的貧困率<sup>※</sup>は、平成21年に15.7%だったものが、平成24年には16.3%と増加し、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあると推計されます。(2010年時点 OECD 加盟34カ国中25位)

また、子どもがいる現役世代のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%(2010年 OECD 加盟34カ国中33位)と半数以上が相対的貧困の状態にあると指摘されています。

さらには、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率をみると89.9%と、子ども全体の高等学校進学率(98.4%)より低い水準となっており、生活環境が子どもの進学に影響していると考えられます。

「相対的貧困」とは、その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態にあることをさします。わが国においては、自尊感情<sup>※</sup>を傷つけられることなく、成長に必要な経験の機会が限られていないか、社会活動に参加することが可能かどうかという「相対的貧困」の視点から、子どもの貧困を把握することが重要です。

< 貧困率の年次推移 >

項目	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率(%)	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率(%) 援助・児童扶養手当のいずれかを受給している世帯	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の貧困率(%)	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
貧困線(名目値 万円)	135	144	149	137	130	127	125	122

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※ 子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額を言います。

※ 自尊感情：自分自身についての評価に関する感情。「私はこれでいいんだ」「私は大切な存在だ」と感じられている人は、自尊感情が高い状態に保たれていると言えます。逆に自尊感情が損なわれると、「私なんて存在価値がない」と感じたりします。



経済的に困窮している子どもの家庭では、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できない等により、養育環境が十分に整えられていない状況があります。このため、児童扶養手当、生活保護、就学援助（経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して、学用品代や給食費などの援助を行う制度）、保育料の免除や減額などの公的な支援が行われています。

## 2 子どもの貧困対策に関する国の動向

国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」が平成26年1月に施行され、同法8条の規定に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されました。

子どもの貧困対策に関する大綱では、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策として（1）教育の支援、（2）生活の支援、（3）保護者に対する就労の支援、（4）経済的支援といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げ、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するとしています。

### 【子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）】

#### ○ 目的

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進する。

#### ○ 理念

子どもの貧困対策は、

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために推進されなければならない。
- ・国及び地方公共団体の相互の密接な連携の下、総合的な取り組みとして行わなければならない。

#### ○ 基本的な方針

1. 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
2. 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
3. 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
4. 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。



5. 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
6. 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
7. 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
8. 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
9. 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
10. 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

#### ○ 重点施策

- 教育の支援

「学校」をプラットフォームとした子供の貧困対策の展開、教育費負担の軽減、学校教育による学力保障、生活困窮世帯への学習支援など

- 生活の支援

保護者の生活支援、子供の生活支援、関係機関が連携した支援体制の整備など

- 保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭の親の就業支援、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援など

- 経済的支援

児童扶養手当と公的年金の併給調整の見直し、ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究など

### 3 子どもの貧困対策に関する県の動向

山口県では平成27年7月に、「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現」を目標とする「山口県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、4つの柱（「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」）に基づき、子どもの貧困に関する様々な施策・取組みが図られています。



## 4 計画の基本的な考え方

本市でも、各種福祉制度の受給状況から、貧困状態にあると推定される子どものいる家庭に対して、貧困からの脱却のため、生活保護や生活困窮者自立支援などの制度、ひとり親家庭への自立支援、学習支援、奨学金制度などの事業により、関係機関が連携しながら、きめ細やかな貧困対策に取り組んでいます。

まず、生活保護受給世帯に関しては、保護の連鎖が生じているとの問題意識から、平成21年度より「社会的居場所づくり支援事業」を活用した自立支援プログラムとして、教員資格を持つ就学生活支援員を採用し、就学前・就学中の子どもを抱えるひとり親等の生活保護世帯の育児・教育の不安感等の解消と、生活全般にわたっての支援に取り組んでいます。

また、平成24年度からは、貧困の連鎖防止を目的として生活保護受給中の中学生を対象とした学習支援にも取り組んでおり、平成27年度からは就学援助受給中の中学生まで対象を広げ、生活支援、学習支援の両面から子どもの貧困対策に取り組んでいます。

次に、ひとり親家庭に関しては、母子父子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費の助成、児童扶養手当の支給などの経済的支援に加え、母子・父子自立支援員による相談支援に取り組んでいます。

その一方で、福祉制度等に繋がっておらず、ネグレクトを含む児童虐待や孤独の状態に置かれた、支援が届かない子どもが、潜在的に存在することが危惧されます。

また、核家族化の進行や地域の繋がりの希薄化、共働き家庭の増加等により子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての孤立感や負担を感じる保護者が多くなっており、支援が必要な子育て家庭が増加している現状もあります。

そこで、すべての子どもに、必要な支援が確実に届くよう、関係者会議等で子どもの貧困に対する共通認識を図り、様々なネットワークを使って、関係機関の連携を強化し、実効性のある取組みを体系的、総合的に推進するために、「宇部市子どもの貧困対策体制整備計画」（以下「本計画」）を策定します。

困難を抱えている可能性のある子どもや家庭の実態は、見えにくく捉えづらい状況にあります。また、支援が必要な状況にもかかわらず、経済的・福祉的な支援制度を望まない家庭や、何らかの事情で支援制度の適用条件にあてはまらない所得の低い家庭、身近な相談者がいないなどの社会的孤立により支援情報が届いていない家庭があります。



制度の利用に関わらず、困難を抱えている子どもや家庭を、様々な場面で可能な限り早期に把握し、具体的な支援や見守りに繋げていくことも、子どもの貧困対策として位置付けていく必要があります。

したがって、様々な接点や方策で必要な情報を届ける工夫や、妊娠・出産・乳幼児期においては、妊娠届出時や乳幼児家庭訪問時、乳幼児健診等の母子保健の取り組みや地域の子育て支援の場面、保育園、幼稚園等での様子、学齢期にあっては、学校生活での気付きなどにより、支援対象となる子どもや家庭に「気付く」体制を整えます。

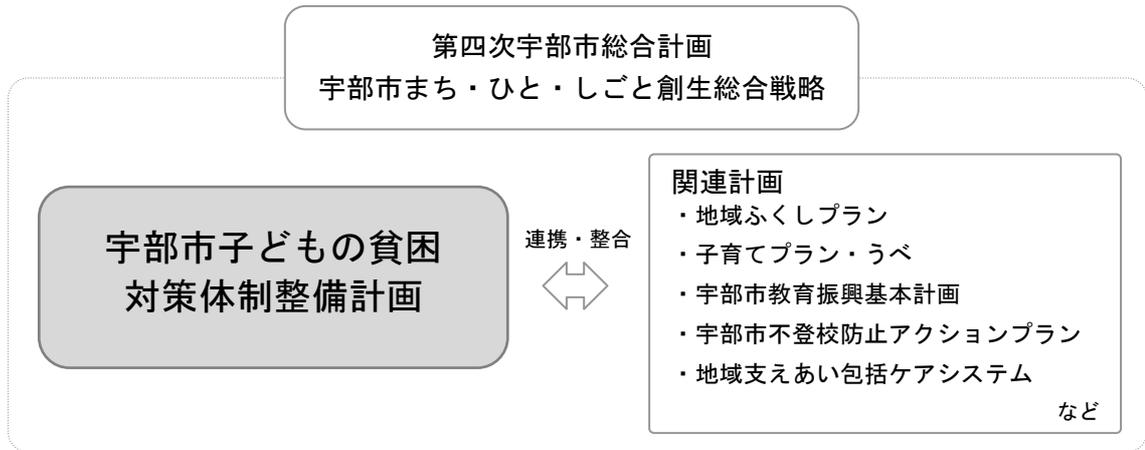
また、経済的に困窮している家庭の子どもたちが、成長過程で必要となる学びや体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができよう地域に安心できる居場所をつくり、市民・関係団体・関係機関・行政等が積極的に連携し、子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような多面的な支援を行います。



## 5 計画の位置づけ

本計画は、第四次宇部市総合計画、宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の低位計画として、子育てプラン・うべ、宇部市教育振興基本計画など子どもの貧困対策に関連する各分野の個別計画との連携・整合を図ります。

### 【計画の位置づけ】



## 6 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、2017年度（平成29年度）12月から2021年度（平成33年度）までの5年間とします。また、中間年度に計画の見直しを実施します。

本計画の対象は、原則として妊娠期から18歳までのすべての子どもとその世帯とします。

### 【計画の期間】





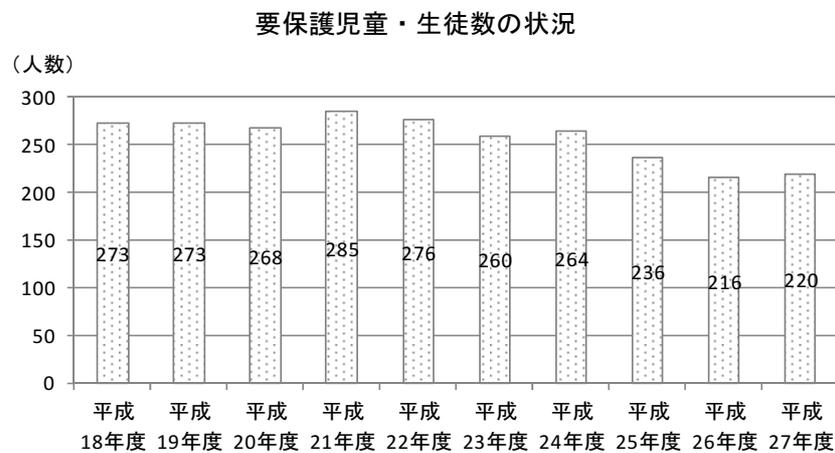
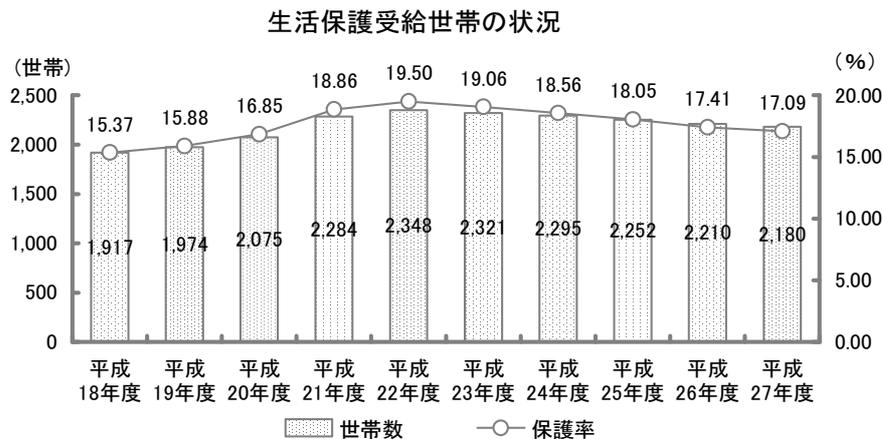
## 第 2 章

# 本市の子どもの生活状況

## 1 本市の公的支援制度の受給状況

### (1) 生活保護受給世帯の状況 ●●●●●●●●

生活保護受給世帯数は平成22年度をピークに減少しており、平成27年度で2,180世帯となっています。保護率についても同様の傾向となっています。



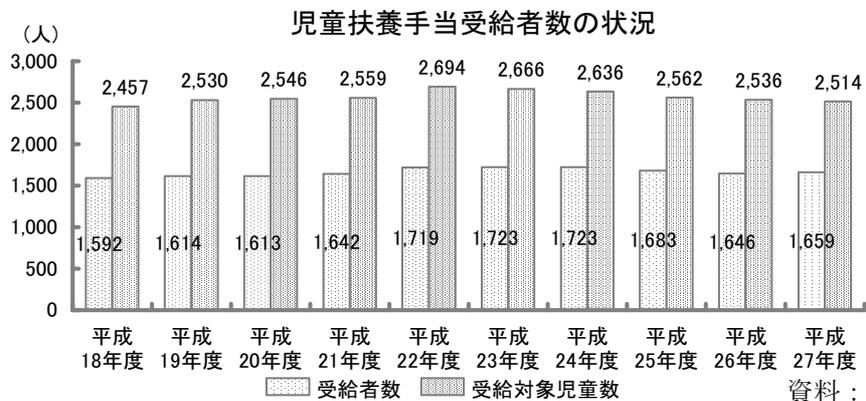
資料：宇部市調べ

※生活保護制度とは、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。



## (2) 児童扶養手当受給者数の状況 ●●●●●●●●

児童扶養手当受給対象児童数は平成22年度をピークに減少していますが、平成27年度で2,514人となっています。



※児童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害の状態にある児童を育成されているひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

※児童扶養手当受給対象児童とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）まで、また、心身に概ね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は20再未満までとなります。

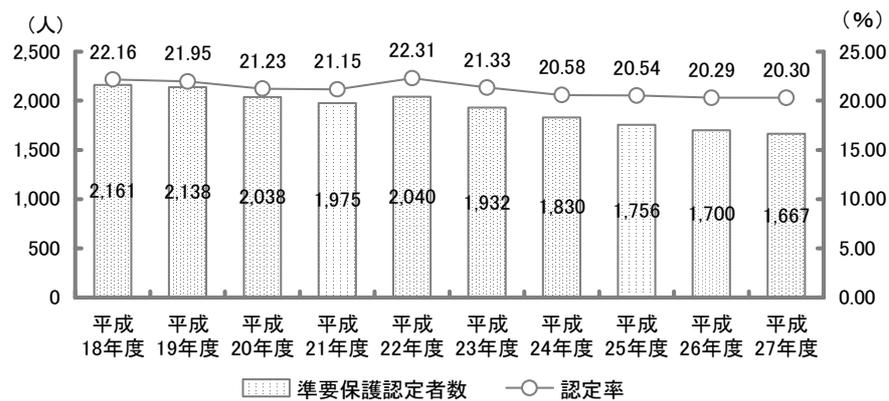


### (3) 就学援助認定者数の状況（小学校・中学校） ●●●●●●●●

#### ① 小学校

小学校の就学援助認定者数の状況をみると、準要保護認定者数が減少傾向となっており、平成27年度で1,667人となっています。認定率についても同様の傾向となっています。

就学援助認定者数の状況（小学校）

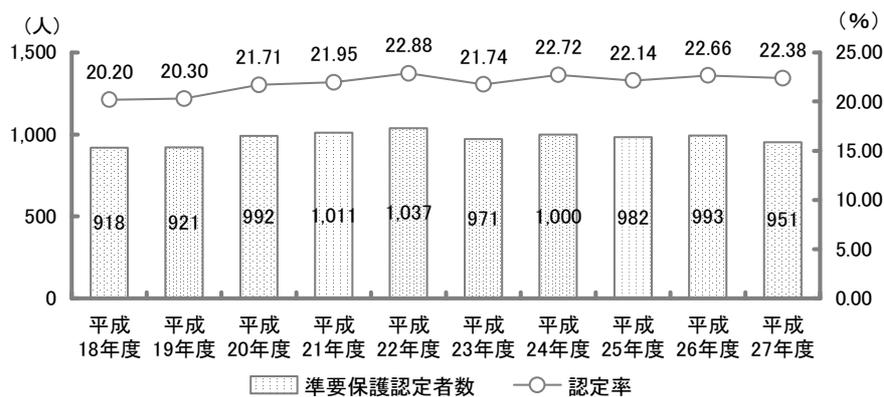


資料：宇部市調べ

#### ② 中学校

中学校の就学援助認定者数の状況をみると、準要保護認定者数が1,000人程度で推移しており、平成27年度で951人となっています。認定率については、平成27年度で22.38%となっています。

就学援助認定者数の状況（中学校）



資料：宇部市調べ

※就学援助制度とは、教育の機会均等という見地から、公立の小・中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品等の購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。援助の対象となる方は、生活保護法による保護の対象となる方及びこれに準ずる程度に困窮している方です。



## 2 アンケート・ヒアリング調査からみた本市の状況

本市における子どもの置かれた状況を把握し、今後必要な方策などの検討を行うため、アンケート調査・ヒアリング調査を実施しました。

### (1) アンケート調査の概要 ●●●●●●●●

保護者や子どもに家庭状況や生活状況等の実態について、アンケート調査を実施しました。

#### ① 調査対象

- ・18歳未満の子どもがおり、生活保護・就学援助・児童扶養手当のいずれかを受給している世帯のうち、無作為抽出した850世帯の保護者及び小学5年生以上の子ども
- ・18歳未満の子どもがいる世帯のうち、生活保護・就学援助・児童扶養手当の受給者を除き、無作為抽出した1,050世帯の保護者及び小学5年生以上の子ども

#### ② 調査期間

平成28年9月30日から平成28年10月17日

#### ③ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ④ 調査項目

- ・保護者：家族状況、子どもとの関わり、人生経験、暮らしの状況など29問
- ・子ども：ふだんの生活状況、学習の状況、持ち物、悩み事など23問

#### ⑤ 回収状況

対象	配布数（世帯）	有効回答数	有効回答率
18歳未満の子どもがおり、生活保護・就学援助・児童扶養手当のいずれかを受給している世帯	保護者 850 件	保護者 445 件	52.4%
	子ども 574 件	子ども 221 件	38.5%
18歳未満の子どもがおり、生活保護・就学援助・児童扶養手当のいずれも受給していない世帯	保護者 1,050 件	保護者 234 件	22.3%
	子ども 450 件	子ども 80 件	17.8%

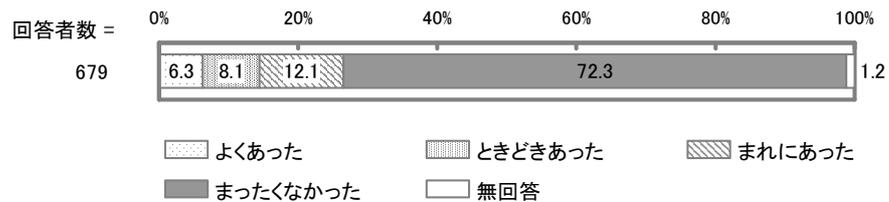


## (2) アンケート調査から見える状況.....

### ① 家庭からみた生活の困難な状況

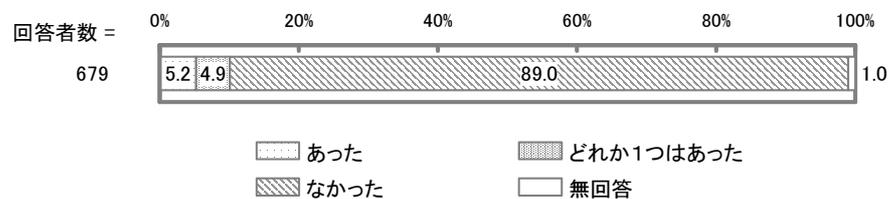
保護者へのアンケートでは、経済的な理由で、月々の料金の支払いなどができなかった経験のある人は、全体の約3割となっています。

【経済的な理由で、月々の料金の支払いなどができなかった経験（全体）】



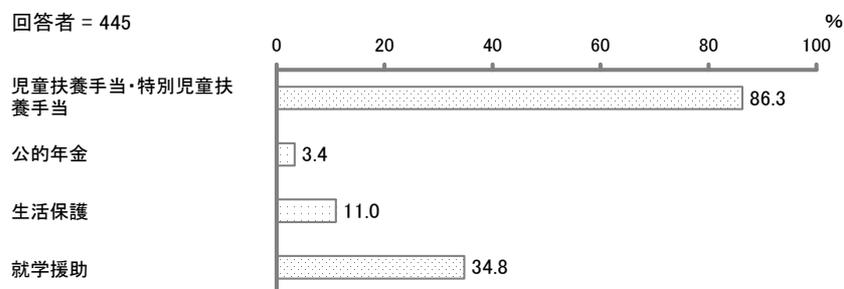
経済的な理由により、電気、ガス、水道を止められた経験のある人は、全体の約1割となっています。

【経済的な理由により、電気、ガス、水道を止められた経験（全体）】



受けている制度は、「児童扶養手当・特別児童扶養手当」の割合が全体の8割半ば、「就学援助」が3割半ばとなっています。

【受けている制度（制度利用者）】

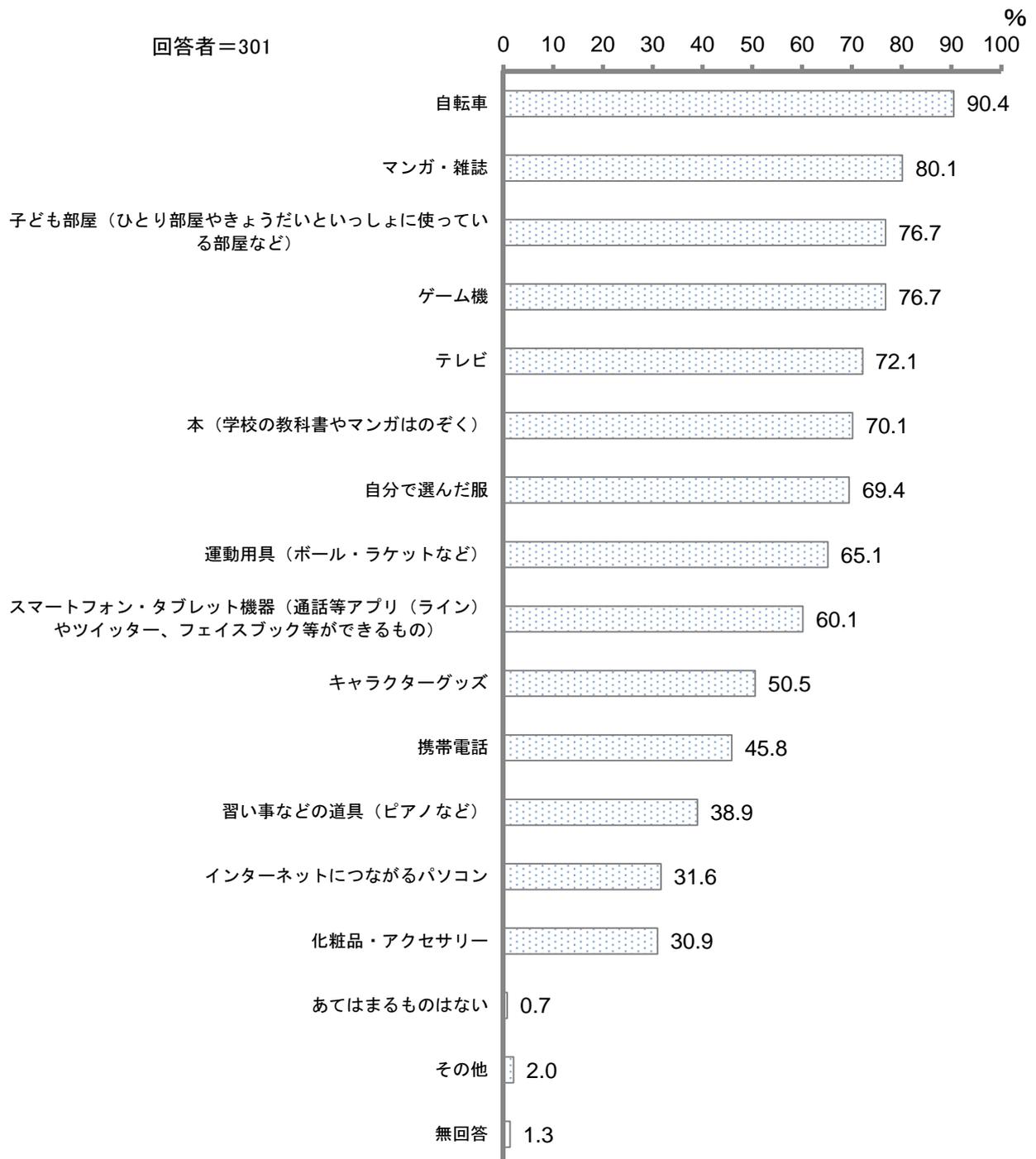




## ② 子どもからみた生活状況

子どもへのアンケートでは、自分が持っているものや、使うことができるものは、「自転車」で約9割と最も高くなっています。一方、「化粧品・アクセサリー」「インターネットにつながるパソコン」については、約3割と低くなっています。

【自分が持っているものや、使うことができるもの（全体）】





### (3) ヒアリング調査の概要 ●●●●●●

日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている公的機関やボランティア団体等に対し、生活困難であると想定される子どもや保護者の特徴、現場での対応についてヒアリング調査を実施しました。

#### ① 調査対象

- ・生活支援課（生活保護ケースワーカー）
- ・生活相談サポートセンターうべ
- ・宇部児童相談所
- ・こども福祉課
- ・市立保育園
- ・小学校・中学校
- ・学校安心支援室（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）
- ・定時制高校
- ・NPO法人（学習支援、地域若者サポートステーション）
- ・宇部市医師会小児科医会・産婦人科医会
- ・福祉型障害児入所施設
- ・配偶者暴力相談支援センター
- ・社会福祉法人

#### ② 調査期間

平成28年9月から平成29年3月

#### ③ 調査方法

直接ヒアリングほか



#### (4) ヒアリング調査から見える状況・・・・・・・・

##### ① 保護者の状況

- 学校等で必要な教材や学用品等が購入できないことがある
- 経済的理由で、一度にまとまったお金の支払いが難しい場合がある
- 常勤や正規職員などの安定した条件の就職先が見つからなくなってきている
- 学歴や資格などにより正社員として採用されず、継続的な就業ができない
- 両親が忙しく、子どもと過ごす時間を確保することができない
- ひとり親家庭になると、心にゆとりを持ちにくい
- 心身の疾病により就労が困難な状況がある
- 保護者自身が決まった時間に起きられず、子どもの生活習慣に影響が出ている
- 近所に知り合いがいないため、悩みを相談する相手がいない
- 経済的な状況で遠慮してしまい、保護者同士の輪に入りづらい
- 複数の問題を抱えてしまいどうしていいかわからなくなっている場合がある
- 子どもを学校に送り出せない、欠席の連絡ができない
- 子どもの学習への関心が薄く、進路について学校や本人任せになっている
- 掃除やごみの廃棄が十分にできない

##### ② 子どもの状況

- 家庭で本を読む習慣がない
- 保護者の関わり方で、小学校入学時点から学力のつき方に差がみられる
- 小学校の段階で学校の授業がわからず、学習に遅れが生じてしまう
- 学習意欲がなく、宿題を済ませることができない
- 歯磨き習慣が身につけていない
- 登校時間に間に合うよう起きられず、身だしなみが整っていない
- 毎日入浴していないなど、基本的な生活習慣が整っていない
- 保護者の帰りが遅いため、家庭が安心して過ごせる場所となっていない
- 不登校経験が高校進学後の中退にも影響する可能性がある
- 保護者との関係性が良くなく、家庭に拠り所がない
- 大人から認められた経験が少ないことで自信が持てない傾向がある



### 3 子どもの貧困の定義『相対的貧困＝困難な状況にある家庭』

子どもが経済的に困難な状況に置かれているかについては、世帯の収入の状況のほか、具体的に生活上の困難状況が生じているかどうかで把握できることから、日常的に生活の場面で課題が発生している家庭や、経済的な理由で子どもの所有物が限られている家庭においては、生活困難の度合いがより高いのではないかと考えられます。

本市では、保護者アンケートの結果を基に、以下の3つの要素に着目し、これらのうち、いずれか1つ以上に該当する場合を「生活困難層」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難層」と分類し、生活困難層の課題について整理しました。

**要素1：家庭からみた生活困難：**急な出費で家計のやりくりができない経験、債務が返済できない経験、ライフラインが止められた経験が1つ以上あると回答した世帯

**要素2：子どもからみた生活困難：**所有物に関する14項目※に関して、経済的な理由で与えられていないとする項目が7つ（半分）以上あると回答した世帯

※ 14項目として、本（学校の教科書やマンガはのぞく）、マンガ・雑誌、子ども部屋（ひとり部屋やきょうだいといっしょに使っている部屋など）、インターネットにつながるパソコン、運動用具（ボール・ラケットなど）、ゲーム機、自転車、テレビ、携帯電話、スマートフォン・タブレット機器（通話等アプリ（ライン）やツイッター、フェイスブックなどできるもの）、化粧品・アクセサリ、習い事などの道具（ピアノなど）、自分で選んだ服、キャラクターグッズがある

**要素3：世帯収入からみた生活困難：**公的年金や社会保障給付を含めた世帯の総収入額が一定水準※である135.3万円（平成27年度国民生活基礎調査より）未満とみなされる世帯、または福祉制度利用世帯※

※ 一定水準の考え方は、平成26年値の所得金額の中央値を平均世帯人数で除した値の50%である等価世帯所得135.3万円未満を採用。相対的貧困率の基準とは一致しない。

※ 福祉制度利用世帯とは、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯を指す

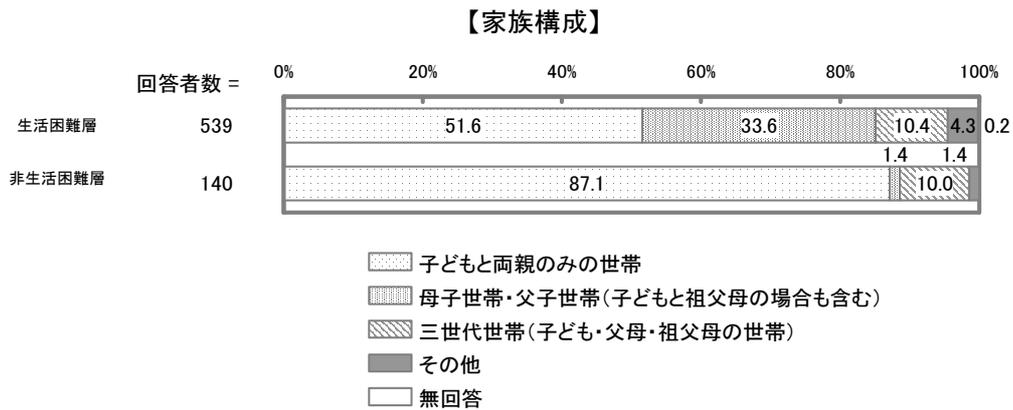


## 4 アンケート及びヒアリング調査からの分析

### (1) 保護者の状況に関する分析 ●●●●●●●●

#### ① 家族構成

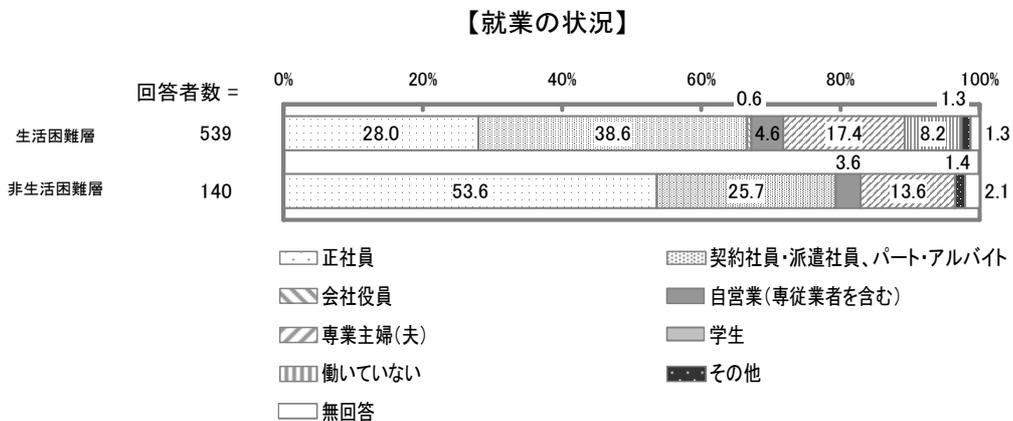
「家族構成」をみると、「母子世帯・父子世帯（子どもと祖父母の場合も含む）」の割合が、生活困難層では33.6%、非生活困難層では1.4%と、生活困難層が32.2ポイント高くなっています。



#### ② 就業の状況

「就業の状況」をみると、「正社員」の割合が、生活困難層では28.0%、非生活困難層では53.6%と、生活困難層が25.6ポイント低くなっています。

一方、「契約社員・派遣社員・パート・アルバイト」の割合は、生活困難層では38.6%、非生活困難層では25.7%と、生活困難層が12.9ポイント高くなっています。



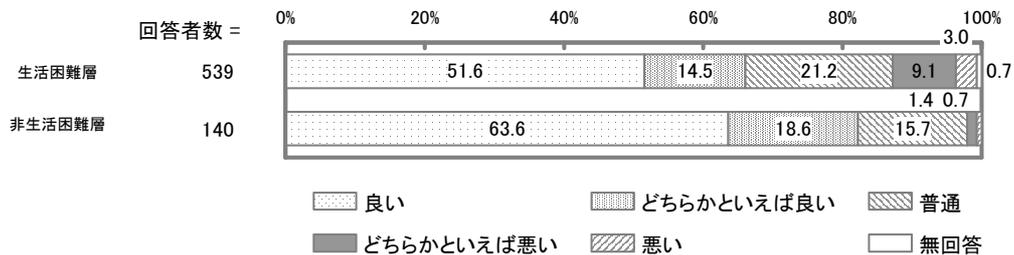


### ③ 健康状態

「健康状態」をみると、「悪い」と「どちらかといえば悪い」を合わせた“悪い”の割合が、生活困難層では12.1%、非生活困難層では2.1%と、生活困難層が10.0ポイント高くなっています。

一方、「良い」と「どちらかといえば良い」を合わせた“良い”の割合は、生活困難層では66.1%、非生活困難層では82.2%と、生活困難層が16.1ポイント低くなっています。

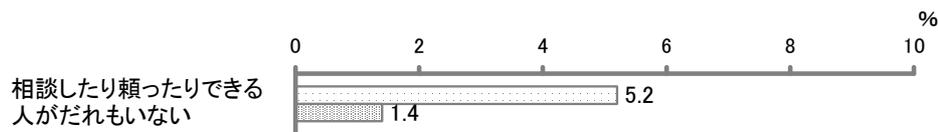
【健康状態】



### ④ 相談相手・頼れる人の有無

「相談相手・頼れる人の有無」をみると、「だれもない」の割合が、生活困難層では5.2%、非生活困難層では1.4%と、生活困難層が3.8ポイント高くなっています。

【相談相手・頼れる人の有無】



生活困難層(回答者 = 539)  
 非生活困難層(回答者 = 140)

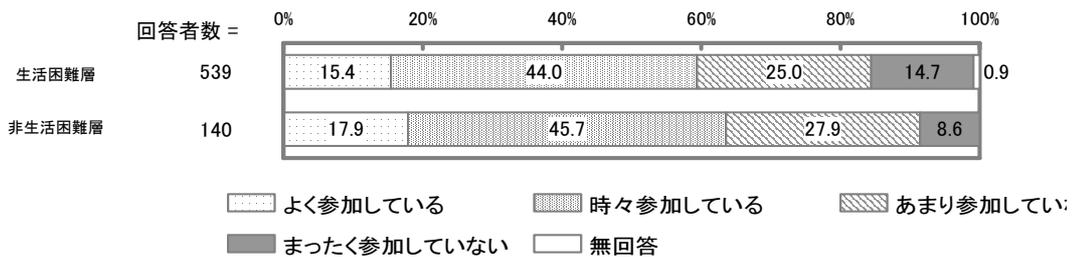


### ⑤ 社会への関わり方

「社会活動の状況」をみると、「参加している」の割合が、生活困難層では59.4%、非生活困難層では63.6%と、生活困難層が4.2ポイント低くなっています。

一方、「まったく参加していない」の割合は、生活困難層では14.7%、非生活困難層では8.6%と、生活困難層が6.1ポイント高くなっています。

【社会活動の状況】

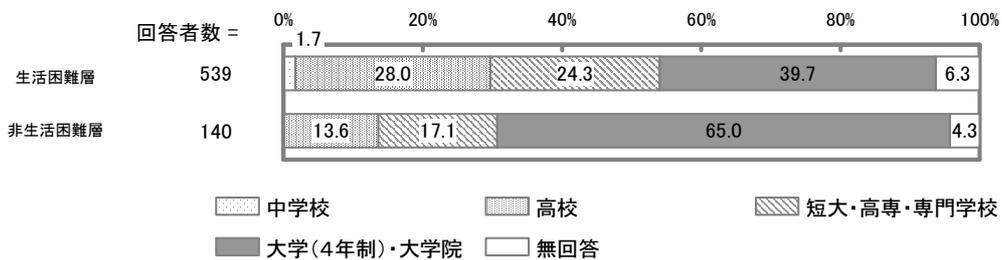


### ⑥ 子どもの進路における関わり方

「子どもの進学に関する希望」をみると、「高校」までの段階の割合が、生活困難層では28.0%、非生活困難層では13.6%と、生活困難層が14.4ポイント高くなっています。

一方、「大学(4年制)・大学院」までの段階の割合は、生活困難層では39.7%、非生活困難層では65.0%と、生活困難層が25.3ポイント低くなっています。

【子どもの進学に関する希望】



※第1子の場合

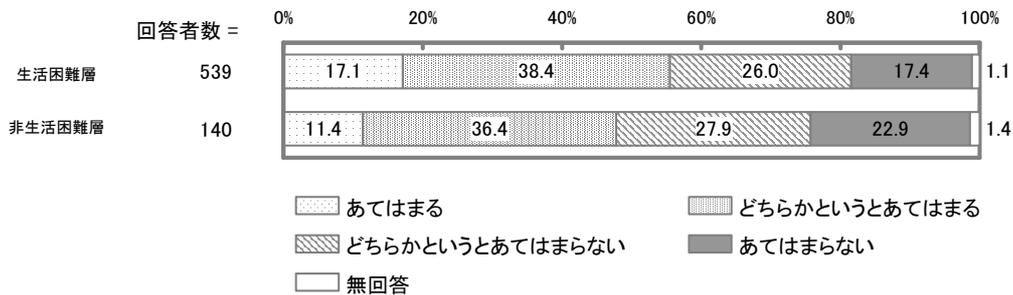


### ⑦ 子育ての中での経験に関して

「感情的な言葉で怒鳴ってしまうこと」をみると、「あてはまる」と「どちらか」というとあてはまる」を合わせた“あてはまる”の割合が、生活困難層では55.5%、非生活困難層では47.8%と、生活困難層が7.7ポイント高くなっています。

一方、「あてはまらない」と「どちらか」というとあてはまらない」を合わせた“あてはまらない”の割合は、生活困難層では43.4%、非生活困難層では50.8%と、生活困難層が7.4ポイント低くなっています。

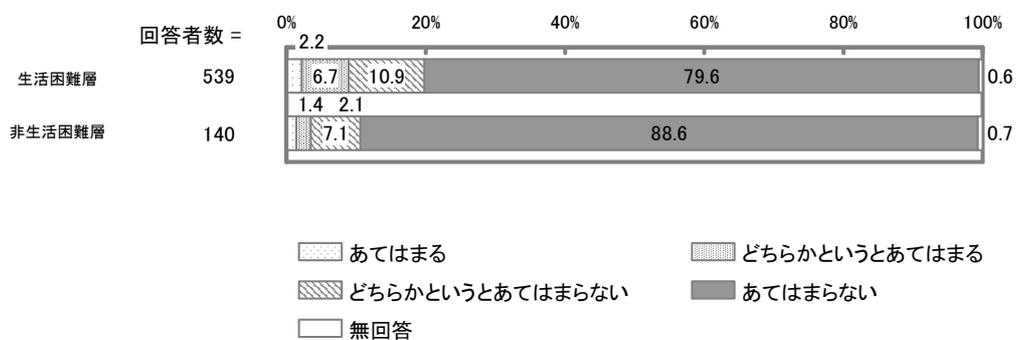
【感情的な言葉で怒鳴ってしまうこと】



「この子がいなかったらよいのと思ったことがある」をみると、「あてはまる」と「どちらか」というとあてはまる」を合わせた“あてはまる”の割合が、生活困難層では8.9%、非生活困難層では3.5%と、生活困難層が5.4ポイント高くなっています。

一方、「あてはまらない」と「どちらか」というとあてはまらない」を合わせた“あてはまらない”の割合は、生活困難層では90.5%、非生活困難層では95.7%と、生活困難層が5.2ポイント低くなっています。

【この子がいなかったらよいのと思ったことがある】





### ⑧ 現在の暮らしの中で感じる不安や悩み

生活困難層の現在の悩みや不安の内容を、非生活困難層を上回ったポイント差の大きい順にみると、「経済的に困っている」で32.4ポイント、「老後の生活設計について」で13.3ポイント、「自分の健康状態がよくない」で9.8ポイント、「自分が精神的に不安定である」で6.9ポイント、「勤務先での仕事や人間関係について」で5.2ポイント「就職先がなくて困っている」で4.7ポイント、「子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている」で4.2ポイント、「相談相手がいない」で2.7ポイント、「家族・親族等間の人間関係について」で2.0ポイント、「近隣・地域との人間関係について」で1.9ポイント、「子どもが精神的に不安定である」で1.6ポイント、「住むところに困っている」で1.4ポイント「親権や財産等の問題が解決できない」で0.6ポイント、「その他」で0.3ポイント、無回答で0.2ポイントとなっています。

非生活困難層の現在の悩みや不安の内容を、生活困難層を上回ったポイント差の大きい順にみると、「特に困っていることはない」で21.0ポイント、「子どもをみてもらうところがない」で3.4ポイント、「仕事と子育ての両立が困難である」で3.2ポイント、「家事の仕方がわからない」で0.7ポイント、「家族の健康状態が良くない」で0.6ポイントとなっています。

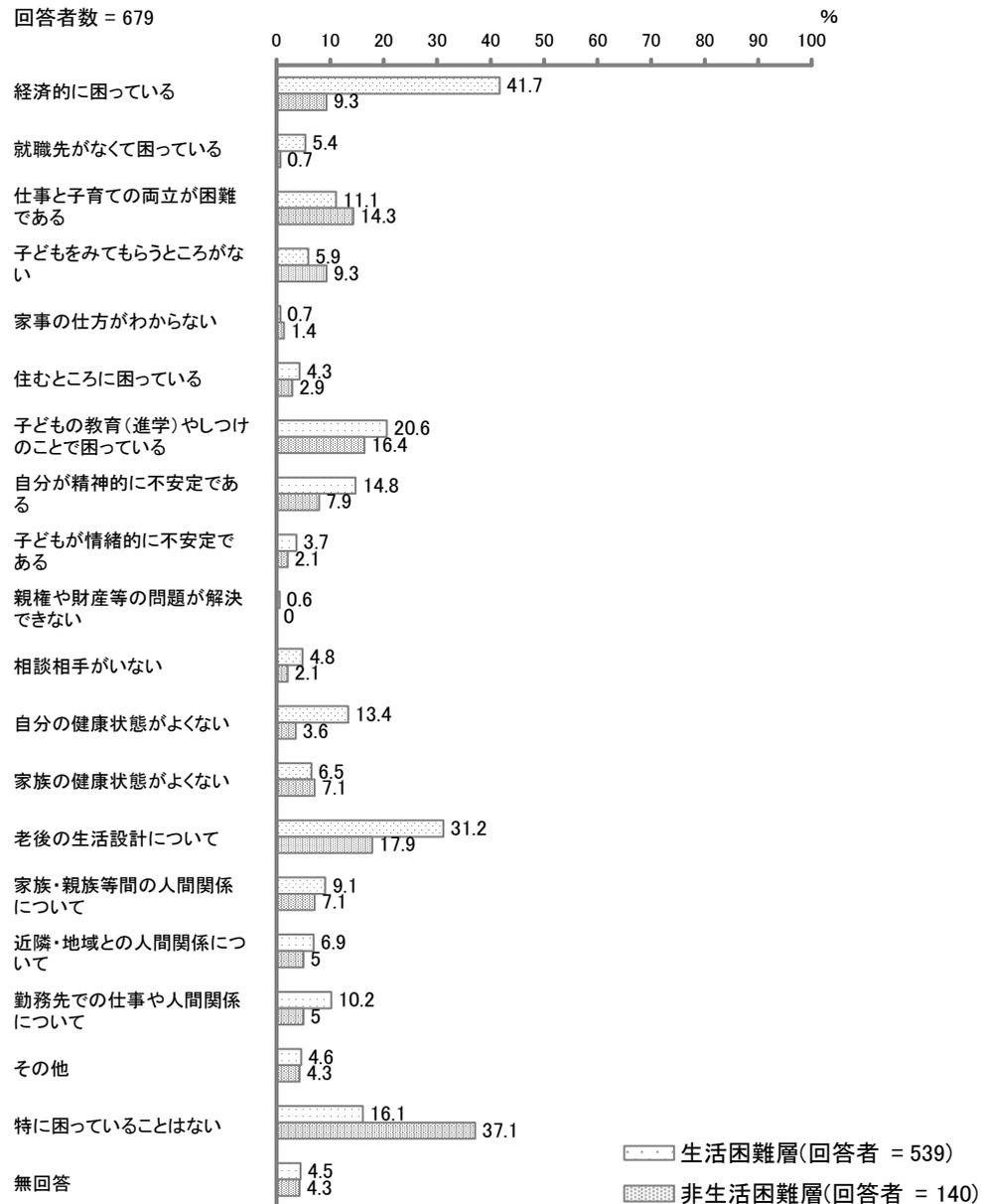
生活困難層の現在の悩みや不安の内容で、非生活困難層を上回ったものが20項目中15項目あり、ポイント差が2倍を上回っている項目は「経済的に困っている」、「相談相手がいない」、「自分の健康状態がよくない」、「勤務先での仕事や人間関係について」の4項目となっています。

非生活困難層の現在の悩みや不安の内容で、生活困難層を上回ったものが20項目中5項目あり、ポイント差が2倍を上回っている項目は「特に困っていることはない」の1項目のみとなっています。



### 【現在の悩みや不安】

回答者数 = 679



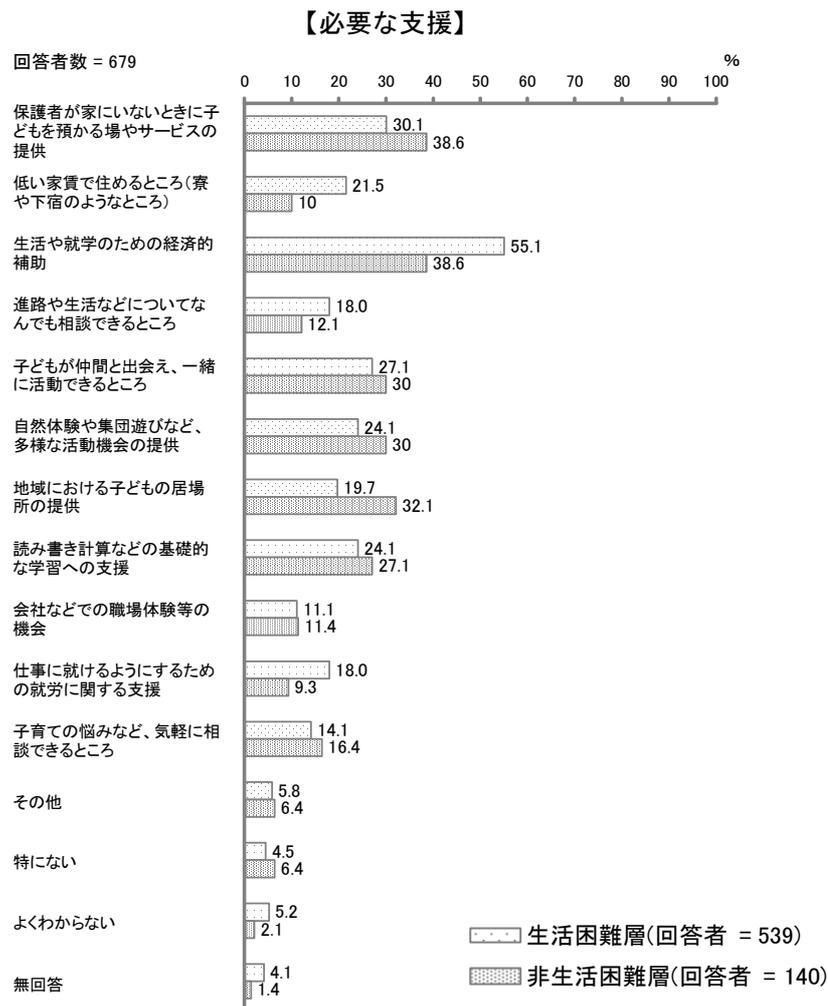
### ⑨ 暮らしの中で感じる支援の必要性

生活困難層の必要とする支援の内容で、非生活困難層を上回ったものが15項目中6項目あり、割合の大きい順でみると「生活や就学のための経済的補助」で55.1%、「低い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなところ)」で21.5%、「進路や生活などについて何でも相談できるところ」で18.0%、「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」で18.0%、「よくわからない」で5.2%、「無回答」で4.1%となっています。



非生活困難層の必要とする支援の内容で、生活困難層を上回ったものが15項目中9項目あり、割合の大きい順でみると、「地域における子どもの居場所の提供」で32.1%、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」で38.6%、「自然体験や集団遊びなど多様な活動機会の提供」で30.0%、「読み書き計算など基礎的な学習の支援」で27.1%、「子どもが仲間と出会え、一緒に活動できるところ」で30.0%、「子育ての悩みなど、気軽に相談できるところ」で16.4%、「特にない」で6.4%、「その他」で6.4%、「会社などでの職場体験の機会」で11.4%となっています。

また、15項目のうち、「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」、「その他」、「特にない」、「よくわからない」、「無回答」を除く10項目は、生活困難層・非生活困難層の何れにおいても10%を超える割合となっており、「生活や就学のための経済的補助」、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」、「自然体験や集団遊びなど多様な活動機会の提供」、「地域における子どもの居場所の提供」、「子どもが仲間と出会え、一緒に活動できるところ」の5項目は、何れかの層の一方で30%を超える高い割合となっています。





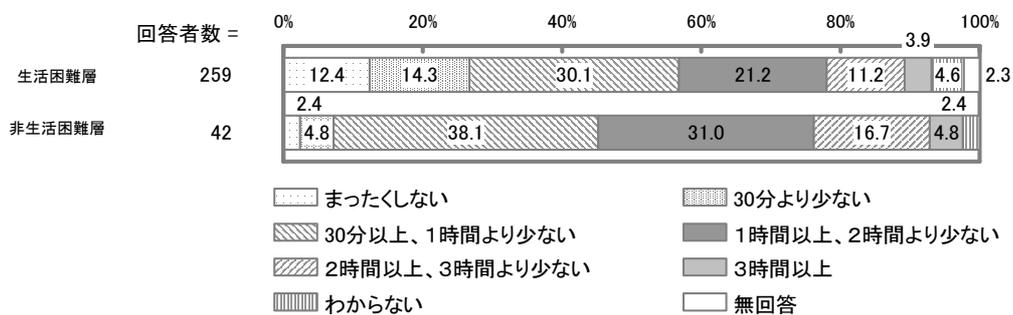
## (2) 子どもの状況に関する分析 ●●●●●●●

### ① 学力・学習に関して

「授業時間以外の勉強時間」をみると、生活困難層で「まったくしない」「30分より少ない」の割合が、生活困難層では26.7%、非生活困難層では7.2%と、生活困難層が19.5ポイント高くなっています。

一方、“2時間以上”の割合は、生活困難層では15.1%、非生活困難層では21.5%と、生活困難層が6.4ポイント低くなっています。

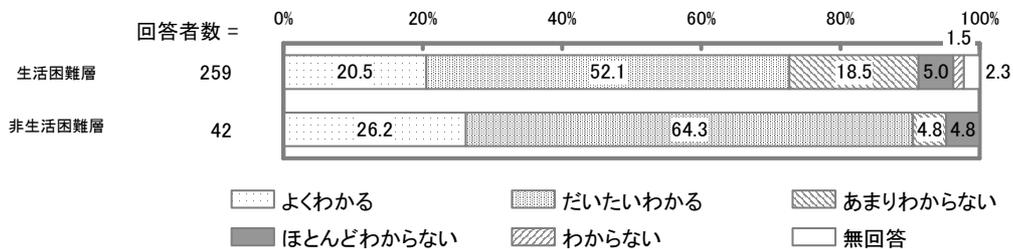
【授業時間以外の勉強時間】



「学校の勉強」をみると、「よくわかる」と「だいたいわかる」を合わせた“わかる”の割合が、生活困難層では72.6%、非生活困難層では90.5%と、生活困難層が17.9ポイント低くなっています。

一方、「わからない」と「ほとんどわからない」「あまりわからない」を合わせた“わからない”の割合は、生活困難層では25.0%、非生活困難層では9.6%と、生活困難層が15.4ポイント高くなっています。

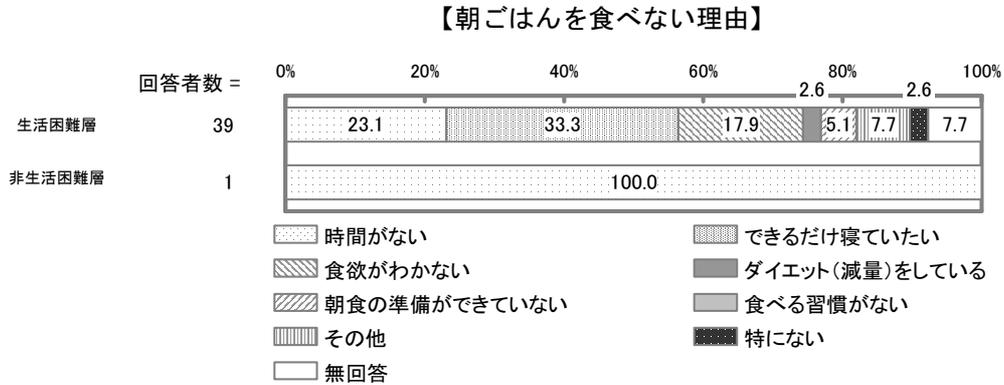
【学校の勉強について】





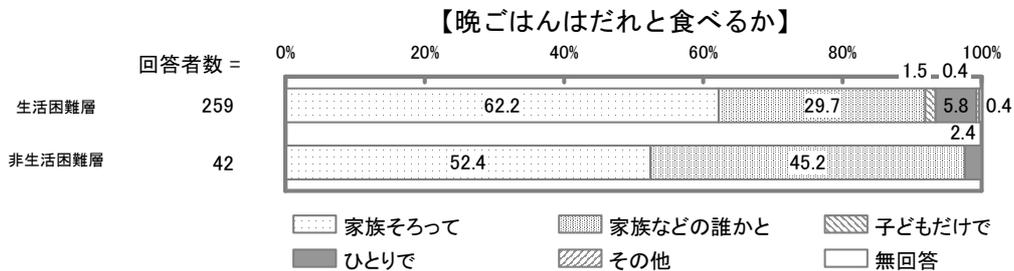
## ② 食習慣に関して

「朝ごはんを食べない理由」をみると、生活困難層では「時間がない」の割合が23.1%、「できるだけ寝ていたい」の割合が33.3%、「食欲がわからない」の割合が17.9%となっています。



「晚ごはんはだれと食べるか」をみると、「ひとりで」「子どもだけで」の割合が、生活困難層では7.3%、非生活困難層では2.4%と、生活困難層が4.9ポイント高くなっています。

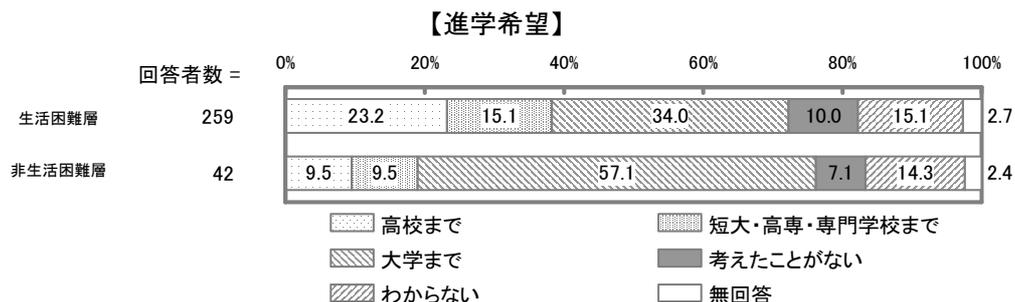
一方、「家族そろって」「家族などの誰かと」の割合は、生活困難層では91.9%、非生活困難層では97.6%と、生活困難層が5.7ポイント低くなっています。



## ③ 将来の進路に関して

「進学希望」をみると、「高校まで」の割合が、生活困難層では23.2%、非生活困難層では9.5%と、生活困難層が13.7ポイント高くなっています。

一方、「大学まで」の割合は、生活困難層では34.0%、非生活困難層では57.1%と、生活困難層が23.1ポイント低くなっています。



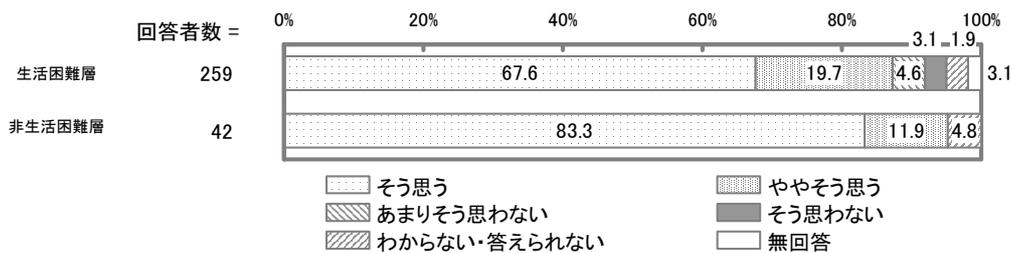


#### ④ 信頼感に関して

「困ったときに相談できる人がいる」をみると、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が、生活困難層では87.3%、非生活困難層では95.2%と、生活困難層が7.9ポイント低くなっています。

一方、“そう思わない”“あまりそう思わない”の割合は、生活困難層では7.7%、非生活困難層では0%と、生活困難層が7.7ポイント高くなっています。

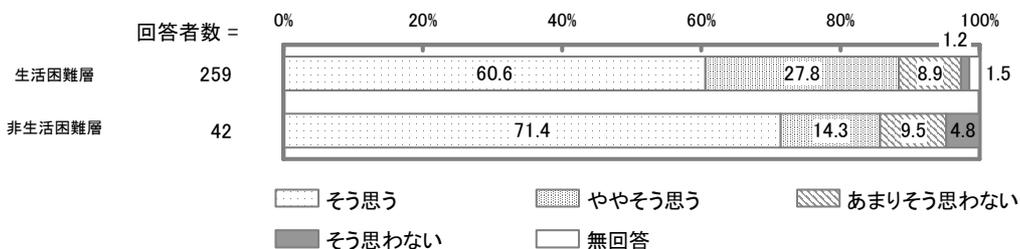
【困ったときに相談できる人がいる】



「自分のことを、理解してくれる人がいる」をみると、「そう思う」の割合が、生活困難層では60.6%、非生活困難層では71.4%と、生活困難層が10.8ポイント低くなっています。

また、“そう思わない”の割合は、生活困難層では1.2%、非生活困難層では4.8%と、生活困難層が3.6ポイント低くなっています。

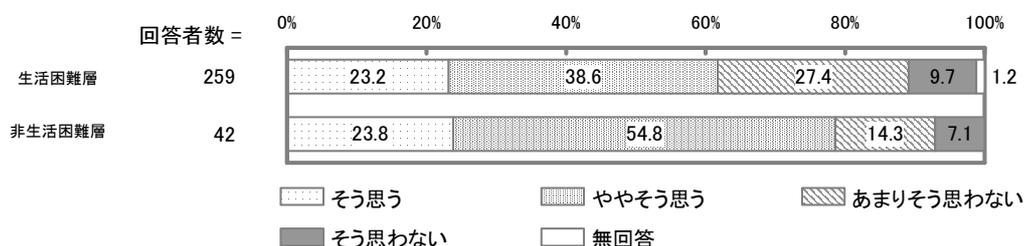
【自分のことを、理解してくれる人がいる】



「大人は信用できる」をみると、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が、生活困難層では61.8%、非生活困難層では78.6%と、生活困難層が16.8ポイント低くなっています。

一方、“そう思わない”“あまりそう思わない”の割合は、生活困難層では37.1%、非生活困難層では21.4%と、生活困難層が15.7ポイント高くなっています。

【大人は信用できる】

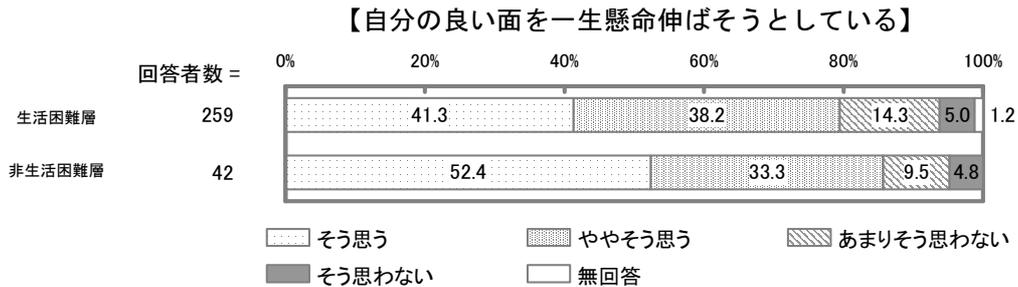




### ⑤ 自尊感情と自己有用感に関して

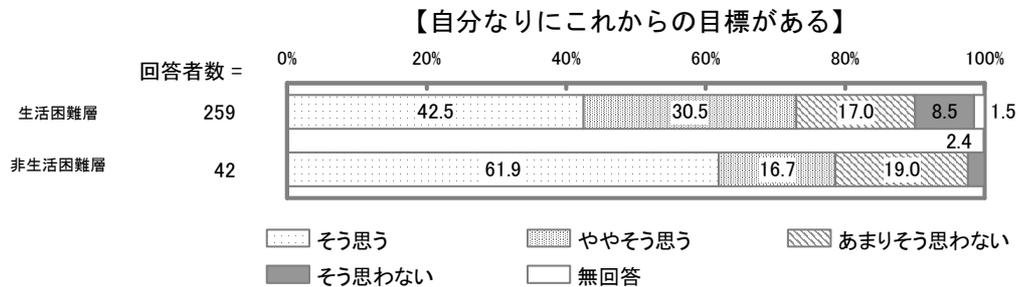
「自分の良い面を一生懸命伸ばそうとしている」をみると、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が、生活困難層では79.5%、非生活困難層では85.7%と、生活困難層が6.2ポイント低くなっています。

一方、“そう思わない”“あまりそう思わない”の割合は、生活困難層では19.3%、非生活困難層では14.3%と、生活困難層が5.0ポイント高くなっています。



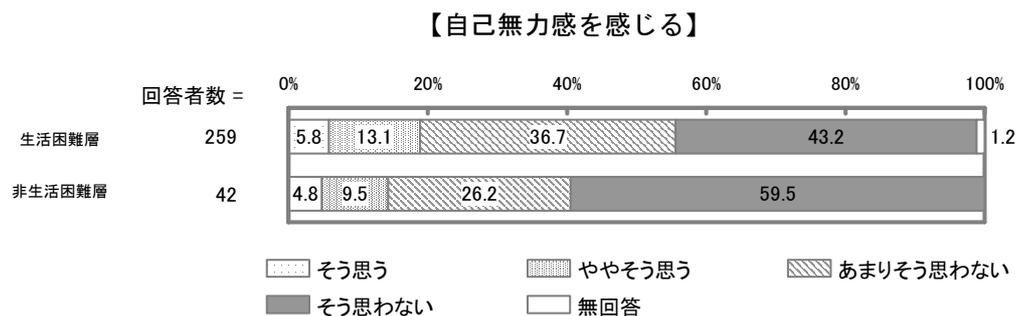
「自分なりにこれからの目標がある」をみると、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が、生活困難層では73.0%、非生活困難層では78.6%と、生活困難層が5.6ポイント低くなっています。

一方、“そう思わない”“あまりそう思わない”の割合は、生活困難層では25.5%、非生活困難層では21.4%と、生活困難層が4.1ポイント高くなっています。



「自己無力感を感じる」をみると、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が、生活困難層では18.9%、非生活困難層では14.3%と、生活困難層が4.6ポイント高くなっています。

一方、“そう思わない”“あまりそう思わない”の割合は、生活困難層では79.9%、非生活困難層では85.7%と、生活困難層が5.8ポイント低くなっています。





### (3) 子どもの生活の状況に関する分析 ●●●●●●●●

#### ① 保護者の不安感と家族構成の関係

不安を感じる内容は、項目ごとの合計の割合が高い順でみると、「経済的に困っている」で150.7%、「老後の生活設計について」で119.2%、「子どもの教育やしつけのことで困っている」で83.7%、「特に困っていることはない」で83.3%、「自分が精神的に不安定である」で67.4%、「自分の健康状態が良くない」で64.3%となっています。

家族構成ごとに、不安を感じる内容で割合が高い順でみると、子どもと両親のみの世帯では、「経済的に困っている」26.8%、「老後の生活設計について」24.5%、「子どもの教育やしつけのことで困っている」17.5%で、「特に困っていることはない」も24.0%となっています。

三世帯世帯では、「老後の生活設計について」35.7%、「経済的に困っている」34.3%、「子どもの教育やしつけのことで困っている」17.1%で、「特に困っていることはない」も30.0%となっています。

母子世帯・父子世帯では、「経済的に困っている」53.6%、「老後の生活設計について」35.0%、「子どもの教育やしつけのことで困っている」25.1%で、「特に困っていることはない」は9.3%となっています。

何れの世帯も不安を感じる内容は共通していますが、母子世帯・父子世帯では、「経済的に困っている」の割合が他の世帯より高く、「特に困っていることはない」の割合は、他の世帯に比べて低くなっています。また、母子世帯・父子世帯では、「自分が精神的に不安定である」の割合が、他の世帯に比べて高い特徴がみられます。



【不安感×家族構成別】(全体)

単位：%

不安を感じる内容 家族構成	有効回答数(件)	経済的に困っている	就職先がなくて困っている	仕事と子育ての両立が困難である	子どもをみてもらうところがない	家事の仕方がわからない	住むところに困っている	子どもの教育(進学)やしつけのことで困っている	自分が精神的に不安定である	子どもが情緒的に不安定である	親権や財産等の問題が解決できない
子どもと両親のみの世帯	400	26.8	3.0	11.8	8.3	1.3	2.5	17.5	8.8	1.5	0.3
母子世帯・父子世帯(子どもと祖父母の場合も含む)	183	53.6	6.6	14.2	5.5	0.5	7.1	25.1	24.6	6.6	1.1
三世帯世帯(子ども・父母・祖父母の世帯)	70	34.3	4.3	7.1	1.4	—	2.9	17.1	8.6	2.9	—
その他	25	36.0	12.0	8.0	4.0	—	8.0	24.0	20.0	12.0	—
合計	678	150.7	25.9	41.4	19.2	1.8	20.5	83.7	67.4	23.0	1.4

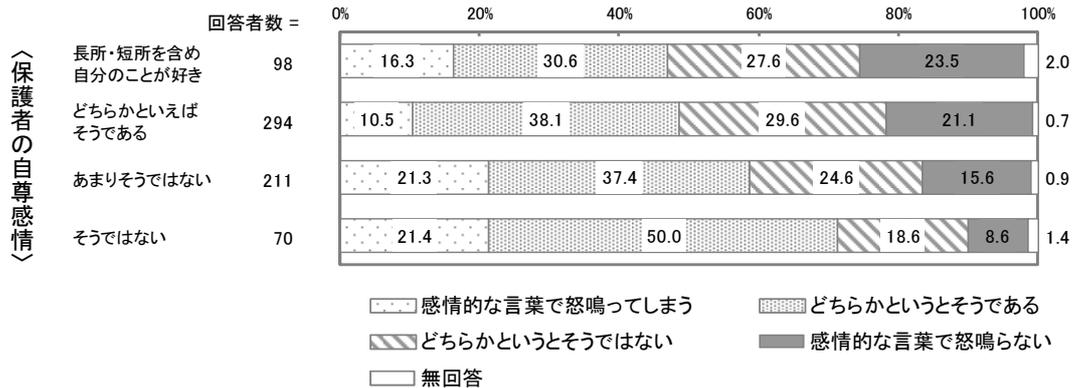
不安を感じる内容 家族構成	相談相手がない	自分の健康状態がよくない	家族の健康状態がよくない	老後の生活設計について	家族・親族等間の人間関係について	近隣・地域との人間関係について	勤務先での仕事や人間関係について	その他	特に困っていることはない	無回答
子どもと両親のみの世帯	3.5	5.5	5.3	24.5	7.8	5.3	7.3	5.3	24.0	4.3
母子世帯・父子世帯(子どもと祖父母の場合も含む)	7.1	21.9	6.6	35.0	8.7	7.7	13.7	2.7	9.3	4.4
三世帯世帯(子ども・父母・祖父母の世帯)	2.9	12.9	12.9	35.7	11.4	11.4	5.7	4.3	30.0	5.7
その他	—	24.0	12.0	24.0	16.0	4.0	16.0	8.0	20.0	—
合計	13.5	64.3	25.8	119.2	43.9	28.4	42.7	20.3	83.3	14.4



## ② 保護者の自尊感情・社会的繋がり子どもへの影響に関して

感情的な言葉で怒鳴ってしまう経験について保護者の自尊感情別でみると、自尊感情が低くなるほど「怒鳴ってしまう」と「どちらかというところである」を合わせた「怒鳴ってしまう」の割合が高くなっています。

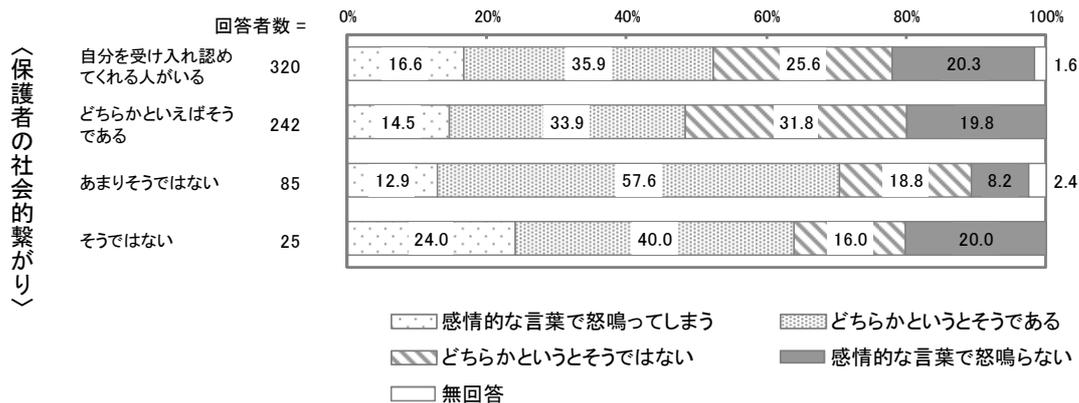
【感情的な言葉で怒鳴ってしまう×保護者の自尊感情別】(全体)



<感情的な言葉で怒鳴ってしまう>

感情的な言葉で怒鳴ってしまう経験について保護者の社会的つながり別でみると、繋がり希薄な人ほど「怒鳴ってしまう」と「どちらかというところである」を合わせた「怒鳴ってしまう」の割合が高くなっています。

【感情的な言葉で怒鳴ってしまう×保護者の社会的繋がり別】(全体)



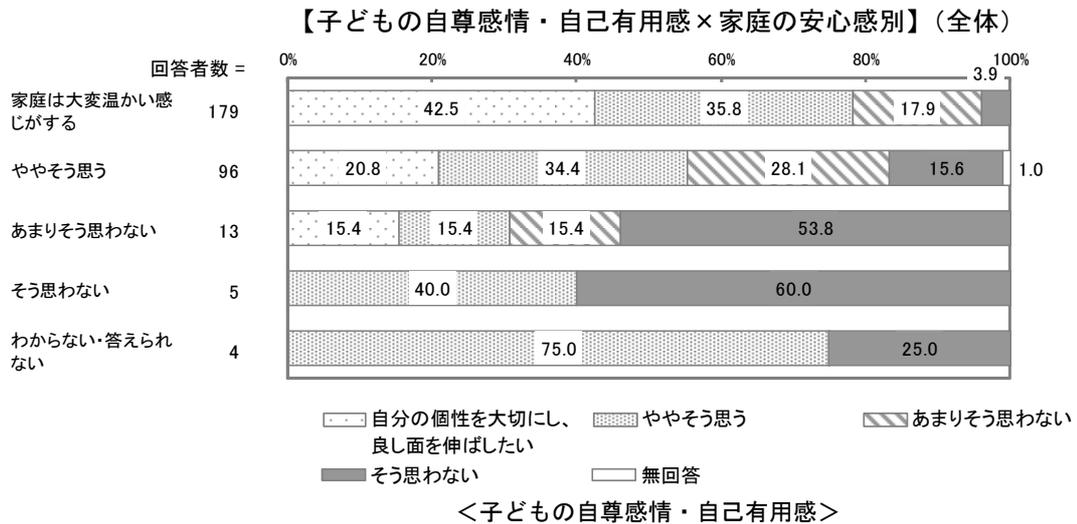
<感情的な言葉で怒鳴ってしまう>



### ③ 安心感・信頼感と子どもの自尊感情・自己有用感に関して

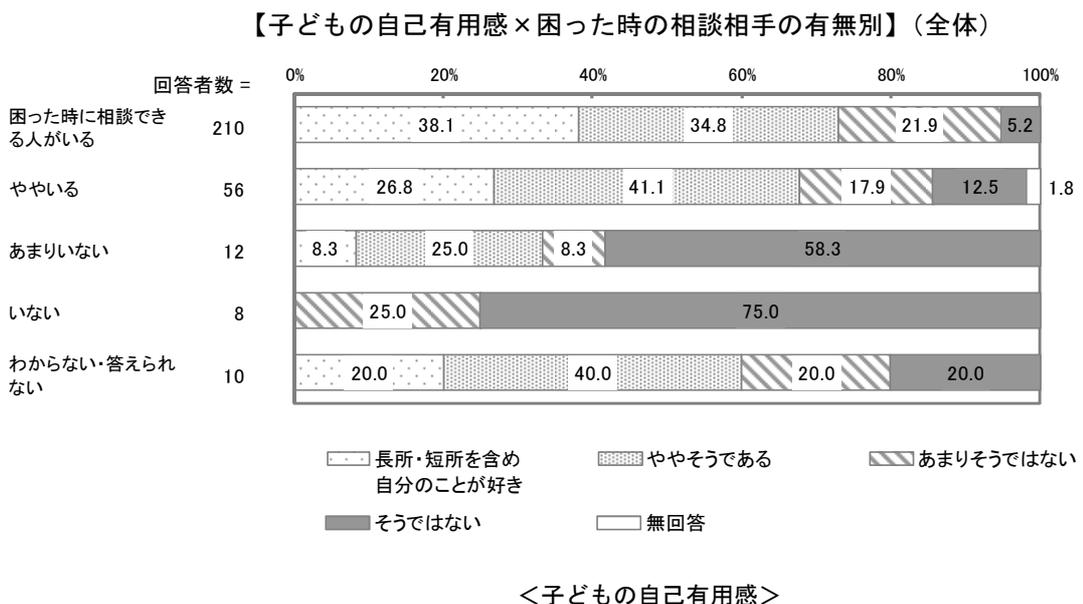
子どもの自尊感情・自己有用感について家庭の安心感別でみると、家庭での安心感が低くなるほど「自分の個性を大切にし、良い面を伸ばしたい」という感情に対して、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせた“思わない”の割合が高くなっています。

〈家庭の安心感〉



子どもの自尊感情・自己有用感について困った時の相談相手の有無別でみると、相談相手がない人ほど「長所・短所を含め、自分のことが好き」という感情に対して、「そうではない」と「あまりそうではない」を合わせた“そうではない”の割合が高くなっています。

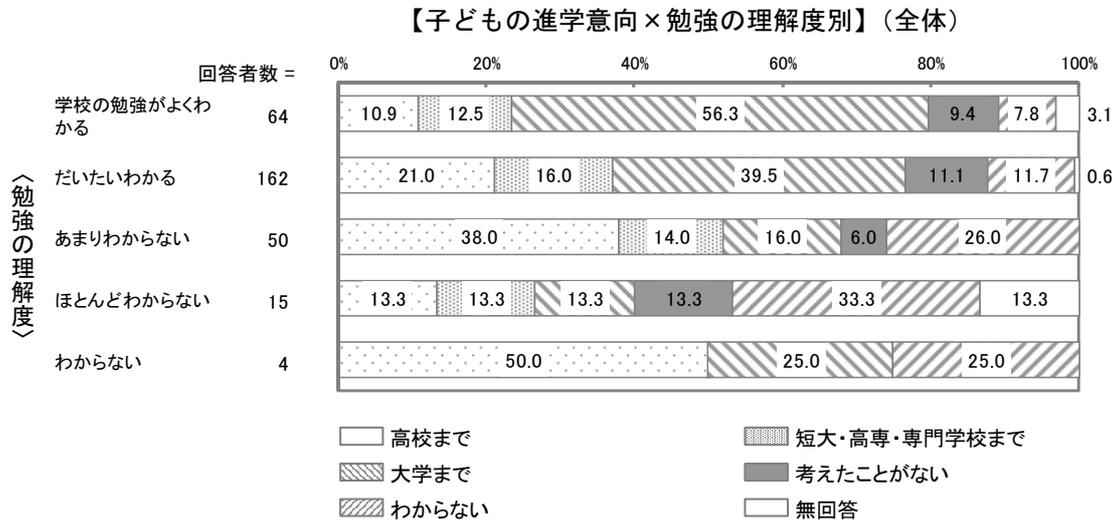
〈困った時の相談相手の有無〉





#### ④ 勉強の理解度と子どもの進学意向に関して

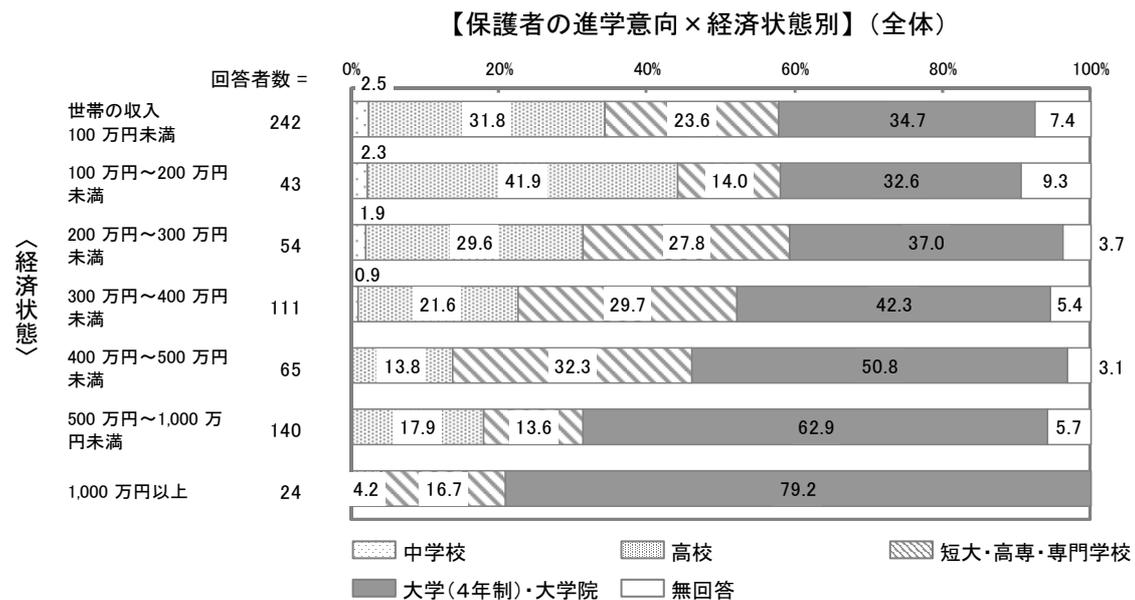
子どもの進学意向について勉強の理解度別でみると、勉強の理解度が低くなるほど「高校まで」の割合が高くなる傾向がみられます。



<子どもの進学意向>

#### ⑤ 経済状態・保護者の学歴と保護者の進学意向に関して

保護者の進学意向について経済状況別でみると、経済状態が悪くなるほど「高校」の割合が高くなる傾向がみられます。

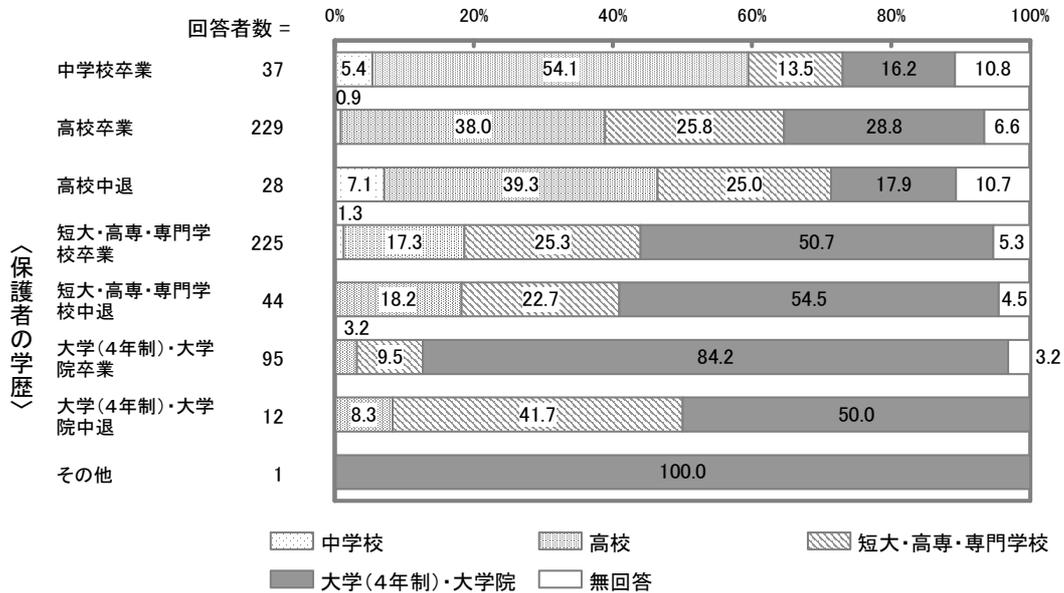


<保護者の進学意向>



保護者の進学意向について保護者の学歴別でみると、自身の学歴以上を子どもの学歴として希望していることがうかがえます。

【保護者の進学意向×保護者の学歴別】（全体）

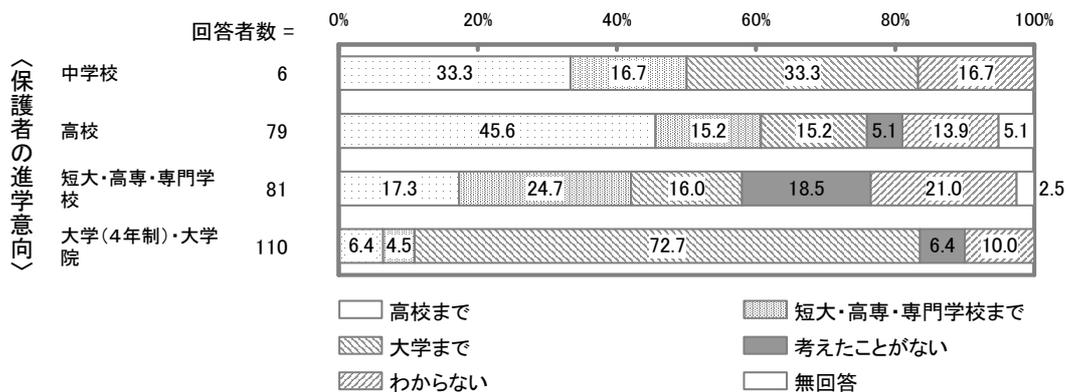


<保護者の進学意向>

【保護者の進学意向と子どもの進学意向に関して】

子どもの進学意向について保護者の進学意向別でみると、概ね保護者の進学意向が子どもの進学意向に影響している一方で、保護者の進学意向が中学校でも、子どもの進学意向は高いことがうかがえます。

【子どもの進学意向×保護者の進学意向別】（全体）



<子どもの進学意向>



## 5 課題のまとめ

### (1) 課題の整理について・・・・・・・・

アンケート調査やヒアリング調査の結果から、保護者の抱える課題が、子どもの抱える課題に影響を及ぼしていることがうかがえます。また、子どもの抱える課題は、子どもの自立に必要な力や進学機会の獲得、あるいは安定した就労の機会の獲得等にも影響を及ぼし、次世代の貧困の問題に繋がっていくと考えられます。

そこで、本市における子どもの貧困に関する課題を、次のように整理しました。

### (2) 保護者の課題について・・・・・・・・

#### ① 生活困難な状況について

生活困難層で経済的に困っている世帯が4割半ばと多く、生活や就学の経済的支援、住まいの支援を求める割合が高くなっています。子どもの生活の基礎となる家庭の安定を図るため、ニーズに応じた支援が必要です。

また、生活困難層で非正規雇用の割合が高く、不安定な就労形態の人が多くみられます。非正規雇用など、就業の困難や不安定さが生活困難の背景のひとつになっており、就労支援等の取組みが必要です。

#### ② 保護者の日常生活について

生活困難層で非生活困難層に比べ、健康面や精神面で問題を抱えている割合が高く、地域との関わりが希薄になるなど、社会で孤立する状況がみられます。

また、子育てに対する意識として、子育てに対する否定的な意識に差はみられないものの、生活困難層では現在の暮らしの中で感じる不安や悩みから感情的に大声をあげてしまう保護者が多く、子どもの家庭環境に問題がみられます。

さらに、相談できる相手がだれもない人の割合については1割以下となっていますが、生活困難層では非生活困難層より割合が高くなっています。

多くの問題を抱える生活困難層において、いざとなったときの相談相手は特に重要であり、地域との繋がりの確保や相談窓口の充実が必要です。



### (3) 子どもの課題について ●●●●●●●●

#### ① 子どもの学力、キャリア形成について

生活困難層の子どもで、勉強についていけない子どもや勉強時間が少ない子どもがおり、学習習慣が身につけていないと考えられます。学習支援の充実が必要です。

また、進学意向について、生活困難層では、保護者も子どもも高校までの割合が高くなっています。所得や家庭状況により、将来の進路が決定しないよう、就学支援が必要です。

#### ② 子どもの日常生活について

生活困難層では、子どもが朝食をとらない家庭が多くみられ、生活習慣の乱れに対する改善が必要です。

また、困難な状況にある家庭では、保護者・子どもともに健康状態があまりよくないと回答する割合が高い傾向がみられます。保護者・子どもともに健康づくりへの支援が必要となります。

ヒアリング調査では、子どもの生活・就学を支援する人材の確保や育成が課題となっており、人材の確保や育成への取組みが重要となっています。

#### ③ 子どもの孤立の状況について

家事・育児・仕事の両立の困難、頼れる相手の不在が子どもと保護者や社会との接点をなくし、子どものケアの不足に繋がっている現状があります。

また、生活困難層で、自尊感情・自己有用感の低下など、意識の面で課題を抱えている子どもが多くみられます。

子どもが安心感を抱き、自己有用感を高めるための取組みが必要です。

【課題の整理表】

視点	現状・課題
1 生活困難の状況	○経済的困難 ○就業の困難（非正規雇用・低賃金・失業など）
2 保護者の日常生活	○保護者の孤立                      ○家庭環境の問題 ○相談相手・頼れる相手の不在、情報の不足
3 子どもの学力、キャリア形成	○不十分な学習環境                      ○進学に関する希望格差
4 子どもの日常生活	○医療・衛生環境の不備                      ○生活習慣の乱れ ○健康状態の悪化
5 子どもの孤立の状況	○子どもへのケアの不足                      ○自己有用感の低下



A large, empty rectangular area with rounded corners, defined by a dotted line border. This area is intended for writing or drawing.



## 第 3 章

# 計画の基本理念と基本目標

## 1 基本理念

本計画では本市に暮らすすべての子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されないよう、夢を描きながら健やかに暮らせる社会づくり、環境づくりを目指します。

第四次宇部市総合計画、宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略、子育てプラン・うべ、宇部市教育振興基本計画など、子どもの貧困対策に関連する各分野の個別計画等との整合性を図り、本計画の基本理念を「すべての子どもが 未来を夢見ることができるまち」とし、基本理念に基づく施策や事業を積極的・計画的に推進します。

### 基本理念

**すべての子どもが  
未来を夢見ることができるまち**



## 2 基本目標

### (1) 子どもが社会で「生きる力」を身につける学び場づくり・・・

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状態に左右されることなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための学習環境や、生きる力を育むための教育の機会を提供し、貧困の連鎖をなくし、子どもの可能性を最大限伸ばして将来の夢に繋がります。

〔 コミュニティ・スクールをプラットフォームにした支援 〕

夢・絆・志 ふるさとを愛し、  
未来を拓く人づくり

- 1 「学び合い」を通して、共に生きる力を育みます
- 2 宇部の精神（こころ）を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成します
- 3 安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します
- 4 共存同栄、協同一致の精神（こころ）で、人と人が支え合う地域社会を実現します

子どもの学びと育ちを  
保証する教育の推進

#### 確かな学力

基礎・基本の定着  
表現力、活用する  
力の育成

#### 健やかな体

体力の向上、  
健康教育、  
食育の推進

#### 豊かな心

思いやりと自律の  
心の育成  
人権教育の充実

### 地域とともにある学校を目指して





## (2) 子どもが安心できる居場所づくり ●●●●●●●●

地域において、子どもが安心して交流できる居場所を確保します。

また、多様な大人とのナナメの関係※を通じて、子どもの社会への適応力を高め、子どもの成長を支援します。

※ ナナメの関係とは、利害関係のある保護者や先生でもない（タテ）、同じ視点の友達でもない（ヨコ）第三者と子どもとの関係のこと



調理体験

食事の提供



学習支援

交流活動



## (3) 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり ●●●●●●●●

生活困難な状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活の相談に応じ、生活に必要な施策を推進します。

また、保護者に対する職業訓練の実施、就労に関する相談など、保護者の安定した就労を確保します。

さらに、子どもの健全な育成のため、各種の手当など経済的支援に繋がる必要な施策を推進します。

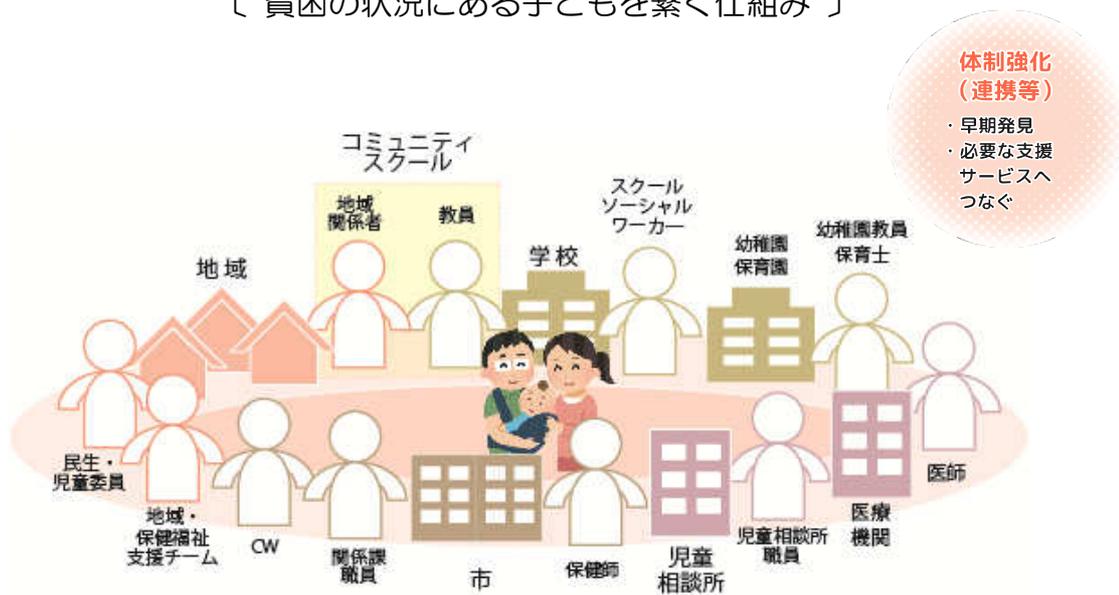


#### (4) 支援が必要な子どもを繋ぐ仕組みづくり ●●●●●●●●

地域の資源を生かし、行政、教育関係者、ボランティア等と連携を図りながら、地域で子どもを見守る仕組みづくりを進めます。

体制を強化することで、支援を必要とする子どもや保護者を早期発見するとともに、必要な支援サービスへ繋がります。

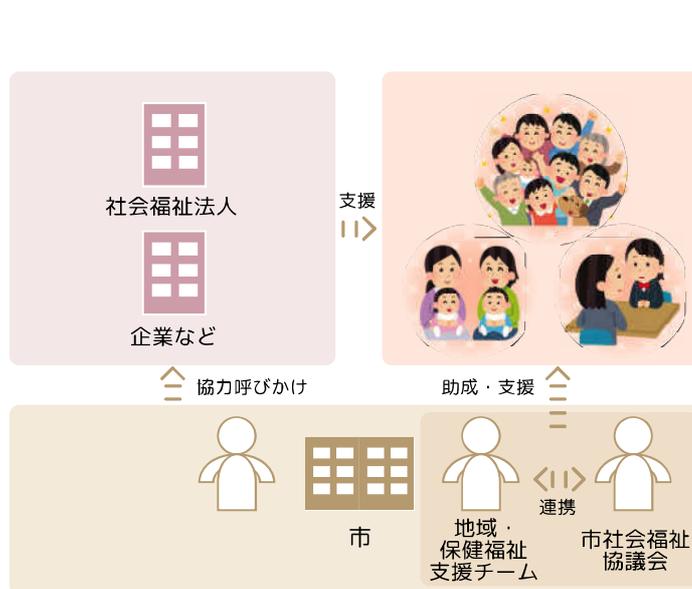
#### 〔 貧困の状況にある子どもを繋ぐ仕組み 〕



**体制強化  
(連携等)**

- ・早期発見
- ・必要な支援サービスへつなぐ

#### 〔 地域で支える支援体制 〕



**地域団体・ボランティアなど**

- ・見守り活動
- ・相談支援活動
- ・子どもの居場所づくり



### 3 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策（大）

すべての子どもが  
未来を夢見ることができるまち

#### 基本目標 1

子どもが社会で「生きる力」を身につける学び場づくり

(1) すべての子どもへの学力保障と自立する力の育成

(2) 幼児教育の質の向上

(3) 学習機会の創出

(4) その他の教育支援

#### 基本目標 2

子どもが安心できる居場所づくり

(1) 子どもの居場所づくりと運営体制

(2) 子どもの居場所の充実

#### 基本目標 3

子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

(1) 保護者の生活支援

(2) 子どもの生活支援

(3) その他の生活支援

(4) 子どもの社会的自立への支援

(5) 保護者に対する就労の支援

(6) 幼児教育・保育・義務教育に係る経済的負担

(7) 高等教育の段階の経済的負担の軽減

(8) その他の経済支援

#### 基本目標 4

支援が必要な子どもを繋ぐ仕組みづくり

(1) 子どもの孤立防止と見守り

(2) 保護者の孤立防止

(3) 地域で支える支援体制づくり



基本施策（中）

〔★重点施策〕

①学校教育による学力保障  
③地域主体の学習支援活動への支援

②一人ひとりの課題に応じた学習の支援

①学びの連続性の形成

①生活困窮世帯等の子どもの学習支援 ★

①子どもの食事・栄養状態の確保

①ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援 ★

②民間の子ども食堂等の取組み支援

③運営体制 ★

①子育て支援施設の整備 ★

②放課後の居場所

①保護者の生活支援 ★

②保育等の確保 ★

③保護者の健康確保

④母子生活支援施設等の活用

①食育の推進に関する支援 ★

②小児医療の充実

①妊娠期からの切れ目ない支援等 ★

②住宅支援

①ひとり親家庭で就職に向け困難を抱える子どもに対する社会的自立支援

②保護者の援助を受けられない子どもや高校中退者等への社会的自立支援

①保護者の就労支援 ★

②保護者の学び直しの支援

①就学前段階の支援の充実

②義務教育段階の就学支援の充実

①高等学校進学・修学のための経済的負担の軽減

②専修学校生等進学・修学に対する経済的支援

③大学等進学・修学に対する支援の充実

①子どもの生活や健康への支援

②子どもの食事や良好な栄養状態の確保

③ひとり親世帯への支援

④将来の夢の実現への支援 ★

①地域見守り活動

②その他の孤立防止活動

①相談支援活動

①地域人材の育成 ②地域活動支援 ③教育と医療・福祉の連携★ ④切れ目ない支援のための体制★



## 第4章

# 施策の展開

## 1 子どもが社会で「生きる力」を身につける学び場づくり

### (1) すべての子どもへの学力保障と自立する力の育成・・・

すべての子どもに、子どもが育つ環境や世帯の所得に関わりなく、基礎的な学力を保障するための良好な学習環境と、生きる力を育むための多様な体験や経験の機会を、提供するための施策を展開します。

また、すべての子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、コミュニティ・スクールをプラットフォームとし、学校教育を中心とした基礎的な学力の保障、就学前の幼児教育、地域による学習支援などの取組みを行います。

さらに、学習上の困難を抱えやすい子どもに対して、一人ひとりに寄り添った学習の支援を充実します。

学びと経験から生まれた子どもの意欲を、将来の夢に繋げることをめざします。

#### ① 学校教育による学力保障



学校に通う子どもの基礎的な学力が保障されるよう、「学び合い」のある授業づくりやICTを活用した教育の充実など、学力向上に向けた取組みを行います。

また、ふるさと宇部への誇りと愛着心をはぐくむ「宇部の精神（こころ）」をいかした教育、本市の伝統文化を学ぶ教育を進めます。

#### ② 一人ひとりの課題に応じた学習の支援



学習の遅れなどの課題を抱えやすい背景を持つ子どもに対して、一人ひとりの課題に応じた学力向上に繋がる支援をします。また、特別支援学級における教育の充実、切れ目ない一貫した支援体制の整備、不登校傾向の子どもを対象とするふれあい教室の運営、いじめ不登校に関する相談に対応する専門職の配置など、一人ひとりの状況に寄り添った学習支援の取組みを行います。

#### ③ 地域主体の学習支援活動への支援



地域ボランティアによる自主的活動や、社会福祉法人による地域公益活動として行われている学習支援を支援します。



## (2) 幼児教育の質の向上・・・

幼児期に、就学後の学びに繋がる土台を育むことは大変重要です。幼児期における身近な大人への信頼感や基本的な生活習慣の定着を支援するため、小学校と幼稚園・保育園の間で授業交流や合同行事への参加により、園児と児童、保育士・幼稚園教員と小学校教員が直接交流し、相互理解と連携を通じた幼児期の学びの基盤形成に取り組みます。

### ① 学びの連続性の形成



幼稚園や保育園における幼児教育のほか、小学校との交流を推進し、集団生活を通じた幼児期の学びの連続性の形成に取り組みます。

## (3) 学習機会の創出・・・

生活の困窮を理由として、学習の機会が損なわれないよう、また、貧困の連鎖を防ぐために、生活困窮者自立支援法に基づき、高校進学を目的として生活保護、または就学援助を受けている世帯の中学生に対して、学習の支援を行います。

また、生活保護世帯の子どもに対しては、就学生活支援員が必要に応じて個別に学習の支援を行います。

### ① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援(重点施策)



生活困窮世帯等の中学生に対して、学習会を開催するとともに、生活保護受給中の子どもに対しての個別の学習支援を行います。

## (4) その他の教育支援・・・

子どもたちが、発達段階に応じて健康で安全な生活を送ることができるよう、食に関する指導の充実に取り組み、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

また、地域全体で食育推進のための取組みを行います。

### ① 子どもの食事や良好な栄養状態の確保



子どもたちが、給食献立への関心を深め、食の大切さを理解し、また、環境問題への意識を高めるため、マイはし・マイスプーン持参運動を推進するとともに、地元食材を積極的に使用し、安心して安全な学校給食の提供と充実に取り組みます。



## 2 子どもが安心できる居場所づくり

### (1) 子どもの居場所づくりと運営体制・・・

ひとり親世帯や経済的に困窮している世帯では、保護者が仕事や病気等の理由で、子どもと過ごす時間が十分に取れないことが多い現状となっています。

そのことにより、学習習慣や学力が身に付かない、十分な食事がとれない、子どもだけで過ごす時間が長いなどの状況が生じる場合があります。こうした状況は、保護者自身の努力や子ども自身の努力で解決することは困難な問題であり、第三者もこうした状況に気付きにくい現状があります。

そこで、地域における子どもの居場所づくりを行い、そこを基盤に一体的に切れ目ない見守りと支援、子どもの豊かな成長を支える支援を実施します。

#### ① ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

##### 〔重点施策〕



高齢者を中心として展開している地域支え合いの仕組みを、子どもの貧困対策にも拡大し、地域にある社会福祉法人の施設等の協力のもと、子どもに食事の提供や学習支援、地域の方との交流の機会を提供するなど、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。

#### ② 民間の子ども食堂等の取り組み支援



民間の事業者が実施している食事の提供や学習支援などの、子どもの居場所づくりに関する取組みを促進します。

#### ③ 運営体制〔重点施策〕



地域にある社会福祉法人の施設等の協力のもと、社会福祉法人施設等を子どもの居場所として、施設・地域・大学生等のボランティアの支援を受け、支援関係団体をネットワーク化した協議会による運営をめざします。

社会福祉法人が、社会福祉法人の地域公益活動と関連づけて、子どもの居場所づくりに継続的な運営ができるよう支援します。



## (2) 子どもの居場所の充実・・・

子どもたちが、地域住民やボランティアなどの多様な人々との関わりを通じて「縦（保護者、先生）」「横（友達）」の関係だけでなく「ナナメの関係」を持ち、地域の中で安心して暮らすことができる環境づくり、居場所づくりに取り組みます。

### ① 子育て支援施設の整備〔重点施策〕



子育ての孤立化の防止と育児不安の解消のため、行政の子育て支援の充実と民間の活動の促進を図ります。

### ② 放課後の居場所



学校や公共施設などで地域の人材を活用するなどして、学童保育や放課後子ども教室など、子どもが安全に過ごすための居場所づくりを進めます。

また、中学校卒業後や高校を中退した若者が、将来の社会的な自立に向けて、地域活動やボランティア活動等を通じて地域や人との繋がりを保ちながら、就学や就労に希望を持ち、健全な生活を送ることができるような、若者の居場所づくりに取り組みます。



### 3 子どもを支える家庭の生活基盤づくり

#### 【生活の支援】

##### (1) 保護者の生活支援・・・

生活に困窮する世帯が自立した生活を営めるよう、生活の安定のための支援や相談支援の充実を図るとともに、安心して子育てができるよう保育の充実を図ります。また、健康管理と適切な医療の確保など、健康促進の取り組みを行います。

##### ① 保護者の自立支援(重点施策)



生活困窮者自立支援法に基づき、「生活相談サポートセンターうべ」を通じて、生活(家計)や住まいのことなどをワンストップで相談に応じる支援を行います。また、ひとり親世帯やDVへの対応など相談を充実していきます。

##### ② 保育等の確保(重点施策)



就労のため保育を必要とする保護者のニーズに対応するために、「宇部市保育実施計画」に基づき、保育園などの保育基盤について計画的な整備の推進と、多様なニーズに対応した保育サービスの提供を行うなど、保育サービスの質の向上に取り組めます。

##### ③ 保護者の健康確保



保護者の生活習慣病の発症・進行予防、健康増進のため、心身の健康に関する個別の相談などを実施し、自らの健康管理と適切な医療の確保への自覚を高める取り組みを進めます。

##### ④ 母子生活支援施設等の活用



専門的で継続的な支援の必要な母子世帯に関して、相談支援を行います。



## (2) 子どもの生活支援・・・

すべての子どもが心身ともに健康で暮らせるため、地域や家庭での食育を推進するとともに、適切な医療受診に繋ぐための体制づくりに取り組みます。

### ① 食育の推進に関する支援(重点施策)



乳幼児期は、子どもの健やかな発育、発達や健康の基盤が作られ、食習慣や生活習慣の形成に重要な時期であり、保育園、幼稚園、学校等において正しい食生活の習慣づけを啓発し、健康な心身作りを支援します。

### ② 小児医療の充実



子どもの健康の維持や増進は、子どもの健やかな発育・発達の基盤となります。

すべての子どもが適切に医療を受けられるよう、関係機関と連携し、医療と相談体制を充実します。

## (3) その他の生活支援・・・

妊娠から出産・産後まで切れ目ない支援体制の充実を図るとともに、生活に困難を抱える世帯に対し、良質な居住環境の整備を支援します。

### ① 妊娠期からの切れ目ない支援等(重点施策)



妊娠期から子どもが健やかに育成されるよう、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行います。出産・育児支援事業で全ての妊婦に対する面談をはじめ、支援を必要とする方を早い段階で発見し、必要な支援に繋ぐ取組みを進めます。

### ② 住宅支援



子育て世帯やひとり親世帯、多子世帯などに対して、公営住宅の入居に関する優遇を図ります。



## 【社会的自立・就労の支援】

### (4) 子どもの社会的自立への支援・・・

ひとり親家庭で、就職に向け困難を抱える子どもに、社会的自立に向けた支援をします。

また、保護者の援助を受けられない子どもや高校中退者に対して、就労を含めた総合的支援を行います。

#### ① ひとり親家庭で困難を抱える子どもに対する社会的自立支援



「子どもと向き合う時間が十分に取れない」などの理由で、保護者の関わりが希薄なひとり親家庭の子どものうち、就労希望者に対して、実現に向けた相談支援を実施します。また、専門的で継続的な生活支援が必要な母子家庭の子どもに対しては、母子生活支援施設の利用など寄り添い型の支援を行うとともに、就労の必要性についての意識付けを図ります。



#### ② 保護者の援助を受けられない子どもや高校中退者等への社会的自立支援

保護者の援助を受けられない子どもや不登校の長期化した子ども、高校を中退した若者に対しては、うべ若者サポートステーションや生活相談サポートセンターうべにおいて、キャリアコンサルティング、心理カウンセリング、体験活動、就労準備など対象者の状態に応じた段階的な支援を実施します。また、生活保護受給者に対しては、支援員による就学生活や就労支援を行います。

将来の社会的な自立に向け、多様な関係機関が連携して、支援を継続していくとともに、若者の居場所づくりに取り組みます。

### (5) 保護者に対する就労の支援・・・

生活に困難を感じている家庭の保護者等に対し、ハローワークなどとの連携により、それぞれの状況に対応した就労支援を推進します。

#### ① 保護者の就労支援〔重点施策〕



様々な課題を抱えるひとり親家庭に寄り添った支援を提供できるよう、ひとり親家庭の就労支援のほか、女性の就労支援、相談事業など、家庭と仕事の両立に向けた相談支援を行います。また、様々な職種・業態への就労に対応した相談窓口を設け、求人とのマッチングを支援します。



経済的困難を抱える家庭に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく「生活相談サポートセンターうべ」を通じて、就労支援に加え、生活（家計）や住まいのことなどを含め、ワンストップで相談に応じる支援を行います。

生活保護受給者に対しては、自立支援サポート会議を開催し、チームによる総合的な就労支援を行います。

## ② 保護者の学び直しの支援



「保護者の学び直し」の視点を含めたひとり親家庭の就労支援を行います。

## 【経済的支援】

### （6）幼児教育・保育・義務教育に係る経済的負担の軽減・・・

すべての子どもが安心して質の高い教育・保育を受けられるよう、子どものライフステージに応じて、「就学前段階」、「義務教育段階」、「高等教育等の段階」の3段階に分けて施策・事業を実施し、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。

#### ① 就学前段階の支援の充実



すべての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼稚園や保育園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定し、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。

#### ② 義務教育段階の就学支援の充実



義務教育に関しては、就学援助を実施し、教材費などの費用負担を軽減します。

生活保護教育扶助により教材費などを補助するとともに、高等学校就学のための経費を容認し負担の軽減を図ります。

また、特別支援教育について、就学奨励費を通じて障害のある子どもへの支援を行います。



## (7) 高等教育等の段階の経済的負担の軽減・・・

意欲あるすべての子どもが安心して教育を受けられるよう、高校や大学等の入学や通学にかかる費用について、家庭の教育費負担を軽減する支援を行います。

### ① 高等学校進学・修学のための経済的負担の軽減



給付金・貸付・減免など県や市の制度を活用して、高等学校進学や修学に伴う家庭の教育費負担の軽減を図ります。

### ② 専修学校生等進学・修学に対する経済的支援



母子家庭や父子家庭の子どもが、専修学校で修学する資金を無利子で貸し付け、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

また、生活保護受給中の高校生が、専修学校等進学や修学するための経費を容認します。

### ③ 大学等進学・修学に対する支援の充実



奨学金・貸付・減免など国や市の制度を活用して、大学等進学や修学に伴う家庭の教育費負担の軽減を図ります。

また、生活保護受給中の高校生が、大学等進学や修学するための経費を容認します。

## (8) その他の経済支援・・・

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長に資することを目的に、生活に困難な子育て家庭の経済的な負担に繋がる医療費や給食費等の軽減を図ります。両親の離婚後、養育費の支払いが適切に確保されるよう、養育費等に関する相談支援を行います。

また、子どもの将来の夢の実現に繋がる支援を行います。

### ① 子どもの生活や健康への支援



家庭等における生活の安定と子どもの健康の維持や増進は、子どもの健やかな発育・発達の基盤となります。健康診査や乳幼児に対する発達診断などに関する事業を推進し、必要とする子どもにもれなく医療が届くよう、医療費を助成します。



② 子どもの食事や良好な栄養状態の確保



子どもの食事や良好な栄養状態を確保するため、義務教育を受ける子どもに関して、就学援助制度や生活保護教育扶助により、学校給食費を支援します。

③ ひとり親世帯への支援



ひとり親家庭医療費助成制度や児童扶養手当の支給により、生活や健康を支えるため、医療費の負担軽減や経済的な支援を行います。

④ 将来の夢の実現への支援(重点施策)



次世代を担う本市の子どもや若者が、生まれ育った環境に関わらず、将来の夢や目標を持ち、自分の能力や可能性を伸ばすことができるように、関係機関や企業等と連携を図り、夢の実現に向けたチャレンジを支援します。



## 4 支援が必要な子どもを繋ぐ仕組みづくり

### (1) 子どもの孤立防止と見守り・・・

子どもと保護者が安らげる居場所や、社会と繋がりを持てる場を提供するための施策を展開します。地域社会が、すべての子どもを温かく包み込むような支援をめざします。

また、困難を抱える子どもや保護者が社会から孤立せず、必要な支援が届くよう、地域や支援関係者が連携・協働して、子どもの貧困対策を推進していく地域づくりに取り組みます。

#### ① 地域見守り活動



民生委員・児童委員による相談援助などの見守りや、校区ボランティアによる活動など、地域と連携した子どもの見守り活動を進めます。

#### ② その他の孤立防止活動



児童虐待の通報・相談への対応や、子どもの抱える悩みを早期に発見するための取組みを行います。また、子どもたちの様々な悩みなど、心の問題に対応できるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援を行います。

### (2) 保護者の孤立防止・・・

育児や家事、心と体の健康管理など、支援の必要な世帯を把握し、適切な支援者に繋がります。

#### ① 相談支援活動



妊娠期から子どもが健やかに育成されるよう、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行います。出産・育児支援事業では、全ての妊婦に対する面談をはじめ、支援を必要とする方を早い段階で発見し、必要な支援に繋ぐ取組みを進めます。また、全ての乳児のいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業では、子育てに関する情報の提供や、子どもとその保護者の心身の状態や養育環境を把握します。



### (3) 地域で支える支援体制づくり...

個人の努力や家族の支援だけでは解決困難な問題に対して、放置して見過ごすのではなく、地域全体の問題として受け止め、住民一人ひとりが、希望を持ち、健やかに安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、社会の変化に対応した取組みを推進します。生活支援、学習支援等を担うボランティア人材など、地域課題を解決できる人材を育成します。

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して子育てができるよう、教育と医療・福祉の連携強化、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

#### ① 地域人材の育成



子どもとその家庭に関わる人々が、子どもの貧困の問題に関する知識を深めるための研修を行うなど、支援する人材の確保と育成に取り組みます。

#### ② 地域活動支援



子どもの貧困対策に寄与する地域の支援者の育成や、活動団体に対する活動支援を行います。また、子どもの貧困対策に関する取組みが、幅広い理解を得られるよう、情報発信を行います。

#### ③ 教育と医療・福祉の連携(重点施策)



乳幼児期や学齢期の子どもにとって最も身近である学校、幼稚園・保育園、産科・小児科を中心とする医療機関を、貧困の連鎖を断ち切るための「気づきの場」として位置づけ、早期に必要な支援に繋がられるよう、教育委員会や児童相談所、医療機関などの関連機関、要保護児童対策地域協議会との連携強化を図ります。

一人ひとりの子どもとその家庭に寄り添った伴走型の支援を行うため、学校と福祉を繋ぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置を推進するとともに、子どもの心のケアを行っていくために、スクールカウンセラーによる支援を充実していきます。また、中学校卒業者や高校を中退した若者の健全育成と社会的自立に向け、地域や民生・児童委員、関係団体等と連携を図ります。

#### ④ 切れ目のない支援のための体制(重点施策)



子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、多様な関係者が連携し、市の実情に即した取組みを行うことが重要です。すべての子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期、乳幼児期、学齢期、18歳までの青年期を通じた切れ目のない支援と、関係者が連携・情報共有できるネットワークづくりを進めます。

なお、子どもの貧困を含む支援対象児童等に対する支援の関係機関等との連絡調整を要保護児童対策調整機関(家庭児童相談室)が担います。



## 第 5 章

# 計画の推進

## 1 数値目標の設定

子どもの貧困対策の推進するために、基本目標ごとに以下の9の項目を数値目標として設定します。

指標名	対象	現状値	目標値	【参考】 県現状値
高等学校等進学率	生活保護世帯	86.1%	97.0%	87.1%
高等学校等退学率	生活保護世帯	2.8%	減少	2.8%
大学等進学率	生活保護世帯	4.6%	19.6%	19.6%
高等学校等卒業後の進路（就職率）	生活保護世帯	77.3%	80.4%	62.7%
スクールソーシャルワーカーの配置人数	小中学校	3人	5人	58人
スクールカウンセラーを配置する学校数	小学校	24校	24校	32.8%
	中学校	12校	12校	100%
ひとり親家庭の就業率	母子家庭	89.2%	90.0%	87.8%
	父子家庭	93.2%	95.0%	91.2%
将来の夢や目標を持っている子どもの割合	小学6年生	73.5%	80.0%	72.1%
	中学3年生	49.6%	55.0%	47.1%
地域支え合い包括ケアシステム（子どもを含む）の実施校区数		22校区	24校区	



## 2 計画の進行管理

### (1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市の子育て施策・教育・保健・福祉・雇用など様々な分野の施策や事業を、子ども自身の成長・自立の視点に立って、これまで以上に相互に連携し、横断的に取り組んでいく必要があります。そのため、宇部市総合計画後期実行計画の推進体制に合わせた、本市の関係部署相互での連携を図ります。

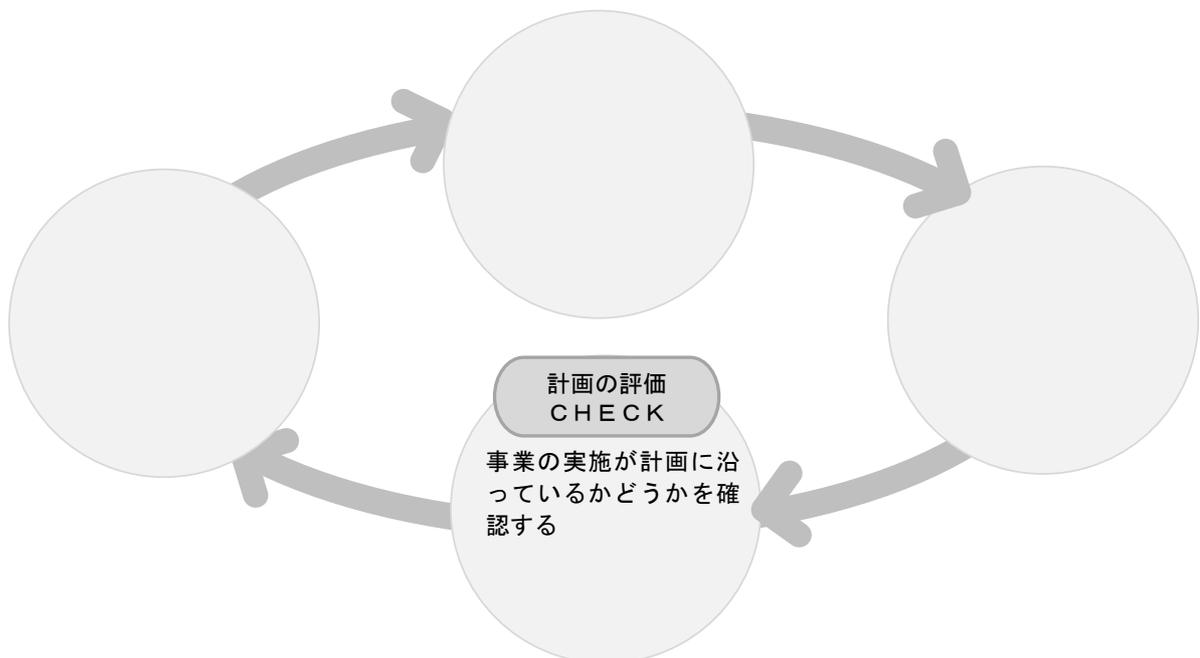
また、「宇部市こども支援ネットワーク協議会」の代表者会議に設置した「子どもの貧困対策検討部会」において、児童福祉、保健・医療、教育など、多角的な視点と専門的な知見を活用した検証と、今後の施策展開について意見を伺い、本計画の着実な推進を図ります。

※ 宇部市総合計画後期実行計画を推進するため、市の組織体制は平成30年度から変更となります。

### (2) 計画の進行管理

本計画期間においては、各施策の進捗状況等を常に評価・検証し、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化をとらえながら、本計画及び各施策の見直し・改善を進めます。

計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。このサイクルは、個々の事業ごとにPLAN(計画の策定)→DO(計画の実施)→CHECK(計画の評価)→ACTION(計画の改善)と回り、再度、見直し後のPLANにもどり、個々の改善点を把握し、新たなサイクルを回すことにより、取組の継続的な改善を繰り返していきます。これにより、計画を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へと繋げていきます。





## 参 考

- 1 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進について
- 2 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係
- 3 宇部市子どもの貧困対策体制整備計画施策事業と  
SDGs との関連表



# 1 持続可能な開発目標(SDGs)の推進について

- ◆2015年9月に国連で採択された持続可能な開発のための「2030 アジェンダ※」において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、17の持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられました。
  - ◆これを受け、国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」(2017年12月閣議決定)を策定し、その中で、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標(SDGs)の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」と示されています。
  - ◆自治体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、本市では、国が策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(2016年12月)を踏まえ、取組を推進します。
- ※ 2030アジェンダ：国際社会における持続可能な開発のための行動計画として、2030年を期限とする包括的な目標とターゲット等からなる。

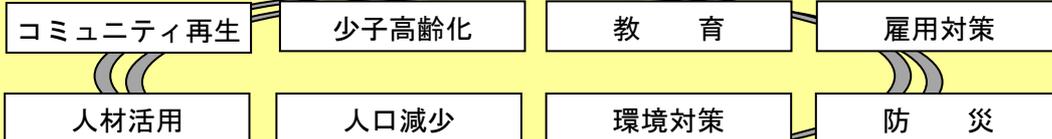
## 地方創生の目標

人口減少と地域経済縮小の克服／まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域の活性化が実現

相乗効果：政策推進の全体最適化・地域課題解決の加速化

「経済」、「社会」、「環境」の三側面を統合する施設推進



### 【17の持続可能な開発目標(SDGs)】





## 2 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルと引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>



<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。 都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなってい</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>12. つくる責任 つかう責任</b> 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国は周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b> 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>



### 3 宇部市子どもの貧困対策体制整備計画施策事業とSDGsとの関連表

[★重点施策]

基本目標	基本施策（大）	基本施策（中）	SDGs
<b>基本目標 1</b> <b>子どもが社会で「生きる力」を身につける学び場づくり</b>	1 すべての子どもへの学力保障と自立する力の育成	① 学校教育による学力保障	4,5,17
		② 一人ひとりの課題に応じた学力の支援	3,4,5,17
		③ 地域主体の学習支援活動への支援	4,17
	2 幼児教育の質の向上	① 学びの連続性の形成	3,4,17
	3 学習機会の創出	① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援 ★	1,4,17
4 その他の教育支援	① 子どもの食事・栄養状態の確保	2,3,4,17	
<b>基本目標 2</b> <b>子どもが安心できる居場所づくり</b>	1 子どもの居場所づくりと運営体制	① ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援 ★	1,3,4,17
		② 民間の子ども食堂等の取り組み支援	1,3,4,17
		③ 運営体制 ★	1,3,4,17
	2 子どもの居場所の充実	① 子育て支援施設の整備 ★	3,11,17
		② 放課後の居場所	4,17
<b>基本目標 3</b> <b>子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり</b>	1 保護者の生活支援	① 保護者の自立支援 ★	1,3,5,17
		② 保育等の確保 ★	3,17
		③ 保護者の健康確保	3,17
		④ 母子生活支援施設等の活用	3,5
	2 子どもの生活支援	① 食育の推進に関する支援 ★	3,4
		② 小児医療の充実	3,4,17
	3 その他の生活支援	① 妊娠期からの切れ目ない支援等 ★	3,4,5
		② 住宅支援	1,5
	4 子どもの社会的自立への支援	① ひとり親家庭で就職に向け困難を抱える子どもに対する社会的自立支援	1,4,5
		② 保護者の援助を受けられない子どもや高校中退者等への社会的自立支援	1,4,17



	5 保護者に対する就労の支援	① 保護者の就労支援 ★	1,4,8,17
		② 保護者の学び直しの支援	1,4
	6 幼児教育・保育・義務教育に係る経済的負担	① 就学前段階の支援の充実	1,3,4
		② 義務教育段階の就学支援の充実	1,4
	7 高等教育の段階の経済的負担の軽減	① 高等学校進学・修学のための経済的負担の軽減	1,17
		② 専修学校等進学・修学のための経済的支援	1
		③ 大学等進学・修学に対する支援の充実	1,17
	8 その他の経済支援	① 子どもの生活や健康への支援	1,3
		② 子どもの食事や良好な栄養状態の確保	1,3
		③ ひとり親世帯への支援	1,3
		④ 将来の夢の実現への支援 ★	4,10,17
	<b>基本目標 4</b> <b>支援が必要な子どもを繋ぐ仕組みづくり</b>	1 子どもの孤立防止と見守り	① 地域見守り活動
② その他の孤立防止活動			3,5
2 保護者の孤立防止		① 相談支援活動	3,5,17
		3 地域で支える支援体制づくり	① 地域人材の育成
② 地域活動支援			11
③ 教育と医療・福祉の連携 ★			1,3,4,5,17
④ 切れ目ない支援のための体制 ★			17